

改 訂 前	改 訂 後
<p>第1章 航空災害対策</p> <p>本計画は、市内において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に関係機関がとるべき対策について定める。</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害予防</p> <p>航空災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じる。</p> <p>第1 下妻市の航空状況の把握</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>下妻市の航空状況を取りまとめるものである。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">1 下妻市の航空状況</div> <p>■ 対策</p> <p>1 下妻市の航空状況</p> <p>本市には、非公共用ヘリポートとして前山下妻ヘリポート(管理者：前山倉庫株式会社)が立地し、農薬散布や訓練用途に利用されている。この他、市の周辺にはつくば市に公共用ヘリポー</p>	<p>第1章 航空災害対策</p> <p>本計画は、市内において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に、防災関係機関がとるべき対策について定める。</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害予防</p> <p>航空災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じる。</p> <p>第1 下妻市の航空状況の把握</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>下妻市の航空状況を取りまとめるものである。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">1 下妻市の航空状況</div> <p>■ 対 策</p> <p>1 下妻市の航空状況</p> <p>本市には、非公共用ヘリポートとして前山下妻ヘリポート(管理者：前山倉庫(株))があり、訓練用途等に利用されているほか、市周辺では、つくば市にも公共用ヘリポートが、1箇所</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>トが1箇所立地している。茨城県の上空は、民間飛行場(成田・羽田・茨城)のほか自衛隊(百里)の航空管制が設置されており、ヘリコプターも合わせると、航空災害に対する対策が必要な地域であると言える。</p>	<p>ある。また、茨城県の上空は、宇都宮進入管制区、百里進入管制区及び東京進入管制区が設定されており、ヘリコプターも合わせると、本市は、航空災害に対する対策が必要な地域であると言える。</p>
<p>第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>航空災害による被害を最小限に抑えるために、以下の体制整備や備えを図る。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・連絡体制の整備 2 災害応急体制の整備 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え 4 緊急輸送活動への備え 5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え 6 防災関係機関の防災訓練の実施 </div> <p>■ 対策</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備-----【市(総務部)】</p> <p>(1) 情報の収集・連絡</p> <p>市は、大規模な航空災害が発生した場合または発生する恐</p>	<p>第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>航空災害による被害を最小限に抑えるために、以下の体制整備や備えを図る。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・連絡体制の整備 2 災害応急体制の整備 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え 4 緊急輸送活動への備え 5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え 6 防災関係機関の防災訓練の実施 </div> <p>■ 対 策</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備-----【市(総務部)】</p> <p>(1) 情報の収集・連絡</p> <p>防災関係機関は、大規模な航空災害が発生した場合または</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>れがある場合に備え、それぞれ次の対策を講じるとともに、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。</p> <p>また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p> <p>(2) 情報の分析整理</p> <p>市は、発災時に県の行う情報分析に協力できるよう体制を整える。</p> <p>(3) 通信手段の確保</p> <p>非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、地震災害対策計画編 第2章 第1節 第4「情報通信ネットワークの整備」を準用する。</p>	<p>発生するおそれがある場合に備え、それぞれ次の対策を講じるとともに、機関相互間において、夜間、休日の場合等においても対応可能な情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。</p> <p>市においては、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。</p> <p>また、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p> <p>(2) 情報の分析整理-----【市(総務部)】</p> <p>市は、発災時に県の行う情報分析に協力できるよう体制を整える。</p> <p>(3) 通信手段の確保-----【市(総務部)】</p> <p>1) 防災行政無線等</p> <p>市は、市民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム（同報無線、移動無線、戸別受信機等）及び携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。</p> <p>2) 市防災メール</p> <p>市は、市域全体を対象に災害・避難情報等の緊急防災情報を提供する市防災メールの普及やPRに努める。</p> <p>3) 消防無線</p>

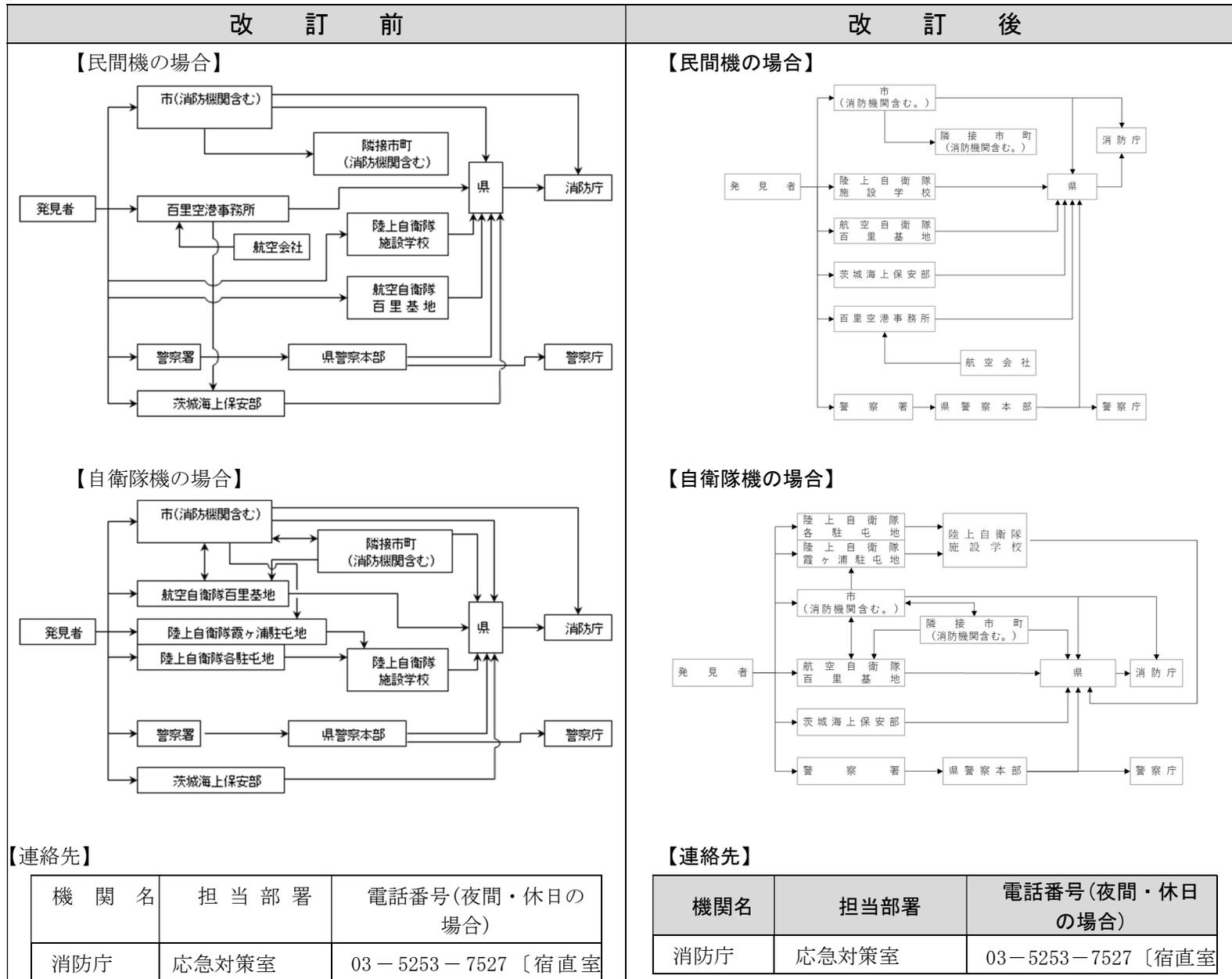
改 訂 前	改 訂 後
<p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の体制-----【市(各部)】</p> <p>市は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、市の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制-----【市(総務部)、県】</p>	<p>いばらき消防指令センターと茨城県防災情報ネットワークシステムを接続することにより、大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で、無線により、直接、連絡調整を行うことができる。下妻消防署は、特に、広域応援体制による消火活動が円滑に実施できるよう消防無線の運用に努める。</p> <p>4) 災害時の優先通信</p> <p>市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録情報について管理し、関係機関との情報共有を図る。</p> <p>5) 防災情報ネットワーク</p> <p>県の防災情報ネットワークシステムの構築を踏まえ、市においても防災情報のデータベース化、情報収集、伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の体制-----【市(各部)】</p> <p>市は、実情に即した職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じて、市の実情を踏まえた応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制-----【県、市(総務部)】</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。</p> <p>本市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的な連携体制の強化を図っていく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部) </div> <p>3 救助・救急、医療及び消火活動への備え</p> <p>(1) 消火救難及び救助・救急、消火活動への備え-----</p> <p>-----【市(総務部、保健福祉部)、下妻消防署】</p> <p>災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両、船舶等の整備に努める。</p> <p>(2) 医療活動への備え----【市(保健福祉部)、県、医療関連機関】</p> <p>災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、地震災害対策計画編 第2章 第3節 第3「医療救護活動への備え」を準用する。</p>	<p>災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。</p> <p>本市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的な連携体制の強化を図っていく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部) </div> <p>3 救助・救急、医療及び消火活動への備え</p> <p>(1) 消火救難及び救助・救急、消火活動への備え-----</p> <p>-----【県、市(総務部、保健福祉部)、下妻消防署】</p> <p>各防災関係機関は、災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両、船舶等の整備に努める。</p> <p>(2) 医療活動への備え----【県、市(保健福祉部)、医療機関】</p> <p>市は、病院に対して、災害時に必要な医薬品、医療用品等の備蓄を要請するとともに、災害時に必要な医薬品、医療用品等を調達するため、あらかじめ医薬品・医療用品等の販売事業者と協定の締結に努める。</p> <p>また、市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。医療関係団体</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>4 緊急輸送活動への備え----- -----【市(経済建設部)、道路管理者、整備業者】</p> <p>発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、地震災害対策計画編 第2章 第3節 第1「緊急輸送への備え」に準ずるほか、次により実施する。</p> <p>市及び各道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間で締結している「交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定」等の推進を図るとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。</p>	<p>は、市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとし、さらに、協議会の設置または会議等を通じ、平常時より相互の連携を図る。</p> <p>4 緊急輸送活動への備え----- -----【市(建設部)、道路管理者】</p> <p>発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、地震災害対策計画編 第2章 第3節 第1「緊急輸送への備え」に準ずるほか、次により実施する。</p> <p>市及び各道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、災害時の交通規制を円滑に行うため、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。</p>
<p>5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え----- -----【市(総務部)】</p> <p>家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努めるものとする。</p>	<p>5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え----- -----【市(総務部)】</p> <p>家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努めるものとする。</p>
<p>6 防災関係機関の防災訓練の実施-----</p>	<p>6 防災関係機関の防災訓練の実施----- -----【市(総務部)、下妻消防署ほか防災関係機関】</p> <p>大規模な航空災害が発生した場合または発生するおそれがある</p>

改 訂 前	改 訂 後		
<p>-----【市(総務部)、下妻消防署ほか防災関連機関】</p> <p>大規模な航空災害が発生した場合または発生する恐れがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努めるものとする。</p>	<p>る場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、防災関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努めるものとする。</p>		
<p>第1章 航空災害対策 第2節 災害応急対策</p>	<p>第1章 航空災害対策 第2節 災害応急対策</p>		
<p>第1 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。</p> <p>2 対策項目</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">1 災害情報の収集・連絡</td> </tr> </table>	1 災害情報の収集・連絡	<p>第1 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>航空事故が発生した場合の情報収集・連絡体制を定める。</p> <p>2 対策項目</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">1 災害情報の収集・連絡</td> </tr> </table>	1 災害情報の収集・連絡
1 災害情報の収集・連絡			
1 災害情報の収集・連絡			

改 訂 前	改 訂 後
<p>■ 対策</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 航空事故情報等の収集・連絡</p> <p>1) 発見者の対応-----【発見者】</p> <p>航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長または警察官に通報しなければならない。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。</p> <p>2) 市の対応-----【市(総務部)】</p> <p>航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。</p> <p>(2) 航空事故情報等の収集・連絡系統</p> <p>航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。</p>	<p>■ 対策</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 航空事故情報等の収集・連絡</p> <p>1) 発見者の対応</p> <p>航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長または警察官に通報しなければならない。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。</p> <p>2) 市の対応-----【市(総務部)】</p> <p>航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。</p> <p>(2) 航空事故情報等の収集・連絡系統</p> <p>航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。</p>



第1章 航空災害対策

下妻市地域防災計画 その他の災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前			改 訂 後		
		03-5253-7777]			03-5253-7777]
百里空港事務所	航空管制運航情報官	0299-54-0672 (同 左)	百里空港事務所	航空管制運航情報官	0299-54-0672 (同 左)
茨城海上保安部	警備救難課	029-262-4304 (同 左)	茨城海上保安部	警備救難課	029-262-4304 (同 左)
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234 (同 内線 302)	陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234 (同 内線 302)
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警備課	029-842-1211 内線 2410 (同 内線 2302)	陸上自衛隊古河駐屯地	第1施設団第3科防衛班	0280-32-4141 内線 232 (631)
航空自衛隊第7航空団	防衛班	0299-52-1331 内線 231 (同 内線 215)		第101施設器材隊	0280-32-4141 内線 606 (632)
茨城県	防災・危機管理課	029-301-2879 (同 左)	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警備課	029-842-1211 内線 2410 (同 内線 2302)
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直)	航空自衛隊第7航空団	防衛班	0299-52-1331 内線 231 (同 内線 215)
			茨城県	消防安全課 防災・危機管理課	029-301-2896 029-301-2885 (同 左)
			茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直)
<p>(3) 応急対策活動情報の連絡-----【市(総務部)】</p> <p>市は、航空災害発生時には、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、市は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて県や空港事務所等と相互に緊密な情報交換を行う。</p>			<p>(3) 応急対策活動情報の連絡-----【市(総務部)】</p> <p>市は、航空災害発生時には、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を報告する。また、市は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて県や空港事務所等と相互に緊密な情報交換を行う。</p>		

改 訂 前	改 訂 後																		
<p>第2 活動体制の確立</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>航空災害が発生した場合の市の活動体制を定め、災害時に的確な対応体制を確立する。</p> <p>2 対策項目</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 1 市の活動体制 2 県の活動体制 3 広域な応援体制 4 自衛隊の災害派遣 </td> </tr> </table> <p>■ 対策</p> <p>1 市の活動体制</p> <p>(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容</p> <p>職員配備の決定基準は、航空災害の状況等により次のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">表 配備体制の決定基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">体制区分</th> <th style="width: 20%;">基 準</th> <th style="width: 20%;">配備人員</th> <th style="width: 50%;">災害対策本部等の設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">警戒体制 (事前配備)</td> <td>航空事故により、多数の死傷者等が発生する恐れのある場合、または、その他の状況によ</td> <td style="text-align: center;">あらかじめ定める防災関係職員</td> <td>災害警戒本部を設置する。</td> </tr> </tbody> </table>	1 市の活動体制 2 県の活動体制 3 広域な応援体制 4 自衛隊の災害派遣	体制区分	基 準	配備人員	災害対策本部等の設置	警戒体制 (事前配備)	航空事故により、多数の死傷者等が発生する恐れのある場合、または、その他の状況によ	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒本部を設置する。	<p>第2 活動体制の確立</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>航空災害が発生した場合の市の職員動員配備体制等を定め、災害時に的確な活動体制を確立する。</p> <p>2 対策項目</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 1 市の活動体制 2 県の活動体制 3 広域な応援体制 4 自衛隊の災害派遣 </td> </tr> </table> <p>■ 対 策</p> <p>1 市の活動体制</p> <p>(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容</p> <p>職員動員配備体制の決定基準は、航空災害の状況等により次のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">表 職員動員配備体制の決定基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">体制区分</th> <th style="width: 25%;">基 準</th> <th style="width: 20%;">配備人員</th> <th style="width: 40%;">災害対策本部等の設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">警戒体制 (事前配備)</td> <td>航空事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、または、そ</td> <td style="text-align: center;">あらかじめ定める防災関係職員</td> <td>災 害 警 戒 本 部 を 設 置 する。</td> </tr> </tbody> </table>	1 市の活動体制 2 県の活動体制 3 広域な応援体制 4 自衛隊の災害派遣	体制区分	基 準	配備人員	災害対策本部等の設置	警戒体制 (事前配備)	航空事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、または、そ	あらかじめ定める防災関係職員	災 害 警 戒 本 部 を 設 置 する。
1 市の活動体制 2 県の活動体制 3 広域な応援体制 4 自衛隊の災害派遣																			
体制区分	基 準	配備人員	災害対策本部等の設置																
警戒体制 (事前配備)	航空事故により、多数の死傷者等が発生する恐れのある場合、または、その他の状況によ	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒本部を設置する。																
1 市の活動体制 2 県の活動体制 3 広域な応援体制 4 自衛隊の災害派遣																			
体制区分	基 準	配備人員	災害対策本部等の設置																
警戒体制 (事前配備)	航空事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、または、そ	あらかじめ定める防災関係職員	災 害 警 戒 本 部 を 設 置 する。																

改 訂 前				改 訂 後																							
	り市長が必要と認めた場合				の他の状況により市長が必要と認めた場合																						
非常体制	航空事故により、多数の死傷者等が発生した場合、またはその他の状況により本部長が必要と認めた場合	航空事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。	非常体制	航空事故により、多数の死傷者等が発生した場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	航空事故・災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。																				
(2) 職員動員配備体制の決定-----【市(総務部)】				(2) 職員動員配備体制の決定-----【市(総務部)】																							
【警戒体制】				【警戒体制】																							
航空事故情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する総務部長の報告に基づき、市長が配備体制区分の決定基準に基づき決定する。				航空事故情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する総務部長の報告をもとに、市長が職員動員配備体制の決定基準に基づき決定する。																							
【非常体制】				【非常体制】																							
総務部長の報告に基づき市長が体制を決定する。				航空事故情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する総務部長の報告をもとに、市長が職員動員配備体制の決定基準に基づき決定する。																							
<p style="text-align: center;">表 決定者</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>決定者</td> <td>代決者</td> <td>代決者</td> </tr> <tr> <td>警戒及び非常体制</td> <td>市長</td> <td>副市長</td> <td>教育長</td> </tr> </table>					決定者	代決者	代決者	警戒及び非常体制	市長	副市長	教育長	<p style="text-align: center;">表 職員動員配備体制の決定者</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>決定者</td> <td>代決者</td> <td>代決者</td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td>市長</td> <td>副市長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>非常体制</td> <td>市長</td> <td>副市長</td> <td>教育長</td> </tr> </table>					決定者	代決者	代決者	警戒体制	市長	副市長	教育長	非常体制	市長	副市長	教育長
	決定者	代決者	代決者																								
警戒及び非常体制	市長	副市長	教育長																								
	決定者	代決者	代決者																								
警戒体制	市長	副市長	教育長																								
非常体制	市長	副市長	教育長																								
(3) 職員の動員-----【市(各部)】				(3) 職員の動員-----【市(各部)】																							

改 訂 前	改 訂 後
<p>地震災害対策計画編 第3章 第1節 第1「職員参集・動員」を準用する。</p>	<p>総務部長は、動員配備体制の決定に基づき、災害応急対策実施のため、必要な職員の動員を行う。また、動員にあたっては職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。</p> <div style="text-align: center;"> <p>図 動員の伝達系統</p> </div>
<p>(4) 災害対策本部等の設置基準等-----【市(総務部)】</p> <p>【災害警戒本部設置基準】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1) 航空事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合</p> <p>2) その他市長が必要と認めた場合</p> </div> <p>【災害警戒本部廃止基準】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1) 航空事故による多数の死傷者発生のおそれなくなった場合</p> </div>	<p>(4) 災害対策本部等の設置基準等</p> <p>【災害警戒本部設置基準】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1) 航空事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合</p> <p>2) その他市長が必要と認めた場合</p> </div> <p>【災害警戒本部廃止基準】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1) 航空事故による多数の死傷者発生のおそれなくなった場合</p> </div>

改 訂 前	改 訂 後						
<p>2) その他市長が必要なしと認めた場合</p> <p>【災害対策本部設置基準】</p> <p>1) 航空事故により、多数の死傷者が発生した場合 2) その他市長が必要と認めた場合</p> <p>【災害対策本部廃止基準】</p> <p>1) 航空事故災害応急対策を概ね完了した場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合</p> <p>【動員配備基準との対応】</p> <p>災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との対応は、地震災害対策計画編 第3章 第1節 第1「職員参集・動員」に示したとおりである。</p>	<p>2) その他市長が必要なしと認めた場合</p> <p>【災害対策本部設置基準】</p> <p>1) 航空事故により、多数の死傷者が発生した場合 2) その他市長が必要と認めた場合</p> <p>【災害対策本部廃止基準】</p> <p>1) 航空事故・災害応急対策を概ね完了した場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合</p> <p>【動員配備基準との対応】</p> <p>災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との関係は、(1)の「職員の動員配備体制区分の基準及び内容」に示したとおり。</p>						
<p>(5) 現地災害対策本部の設置-----【市(総務部)】</p> <p>災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。</p> <p>【現地災害対策本部の組織】</p> <p>現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>【現地災害対策本部の設置基準】</p> <p>・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合</p>	<p>(5) 災害対策本部等の組織及び設置等----- -----【市(本部事務局、各部)】</p> <p>1) 組 織</p> <p>災害対策本部は以下の者をもってあてる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長 教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 経済部長 建設部長 議会事務局長</td> </tr> </table>	本部長	市長	副本部長	副市長 教育長	本部員	市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 経済部長 建設部長 議会事務局長
本部長	市長						
副本部長	副市長 教育長						
本部員	市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 経済部長 建設部長 議会事務局長						

改 訂 前	改 訂 後																																																																																																							
<p>・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合</p> <p>【現地災害対策本部の分掌事務】</p> <p>・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること</p> <p>・現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること</p> <p>(6) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等-----</p> <p>----- 【現地災害対策本部】</p> <p>地震災害対策計画編 第3章 第1節 第3「災害対策本部」を準用する。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;"> 本部会議 教育部長 消防署長 消防団長 本部長が必要と認めた者（防災関係機関職員等） </td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table> <p>なお、本部長に事故がある時、または本部長が欠けた時は、市長の職務代理の順序により、副市長、次いで教育長がその職務を代理する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">下妻市防災会議</td> <td style="width: 55%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">本部事務局</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">本部長</td> <td style="text-align: center;">市長</td> <td style="text-align: center;">事務局長 危機管理監</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">副本部長</td> <td style="text-align: center;">副市長</td> <td style="text-align: center;">危機管理室</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: center;">各部の本部連絡員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">市長公室長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">総務部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">市民部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">保健福祉部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">経済部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">建設部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">議会事務局長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">教育部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">消防署長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">消防団長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">本部長が必要と認めた者（防災関係機関職員等）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">現地災害対策本部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">各部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">市長公室</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">総務部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">市民部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">保健福祉部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">経済部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">建設部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">教育部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">消防署</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">図 災害対策本部組織図</p> <p>2) 本部の設置</p> <p>ア 設置に関する指示及び伝達</p> <p>①本部員及び関係機関等連絡</p> <p style="padding-left: 40px;">総務部長は、本部設置及び動員配備体制について市長</p>		本部会議 教育部長 消防署長 消防団長 本部長が必要と認めた者（防災関係機関職員等）		下妻市防災会議			本部事務局		本部長	市長	事務局長 危機管理監		副本部長	副市長	危機管理室			教育長	各部の本部連絡員			市長公室長				総務部長				市民部長				保健福祉部長				経済部長				建設部長				議会事務局長				教育部長				消防署長				消防団長				本部長が必要と認めた者（防災関係機関職員等）			現地災害対策本部						各部				市長公室				総務部				市民部				保健福祉部				経済部				建設部				教育部				消防署
	本部会議 教育部長 消防署長 消防団長 本部長が必要と認めた者（防災関係機関職員等）																																																																																																							
下妻市防災会議			本部事務局																																																																																																					
	本部長	市長	事務局長 危機管理監																																																																																																					
	副本部長	副市長	危機管理室																																																																																																					
		教育長	各部の本部連絡員																																																																																																					
		市長公室長																																																																																																						
		総務部長																																																																																																						
		市民部長																																																																																																						
		保健福祉部長																																																																																																						
		経済部長																																																																																																						
		建設部長																																																																																																						
		議会事務局長																																																																																																						
		教育部長																																																																																																						
		消防署長																																																																																																						
		消防団長																																																																																																						
		本部長が必要と認めた者（防災関係機関職員等）																																																																																																						
	現地災害対策本部																																																																																																							
			各部																																																																																																					
			市長公室																																																																																																					
			総務部																																																																																																					
			市民部																																																																																																					
			保健福祉部																																																																																																					
			経済部																																																																																																					
			建設部																																																																																																					
			教育部																																																																																																					
			消防署																																																																																																					

改 訂 前	改 訂 後
	<p>の指示命を受けた時は、災害対策本部事務局長（消防交通課長）を通じ本部員及び関係機関等に連絡する。</p> <p>②本部設置に関する指示</p> <p>本部設置に関する指示の流れは、以下のとおり。</p> <div style="border: 1px solid red; width: 200px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 40px;"> </div> <p>イ 災害対策本部室の設営</p> <p>災害対策本部室は、市役所第2庁舎会議室とする。</p> <p>(6) 現地災害対策本部の設置-----【市(総務部)】</p> <p>災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じた時は、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。</p> <p>【現地災害対策本部の組織】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置く。現地災害対策本部の要員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。</p> </div> <p>【現地災害対策本部の設置基準】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合 ・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合 </div> <p>【現地災害対策本部の分掌事務】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関する </div>

改 訂 前	改 訂 後
	ること ・現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること
<p>2 県の活動体制-----【県】</p> <p>航空災害発生時の県の活動体制については、茨城県地域防災計画を参照する。</p>	<p>2 県の活動体制-----【県】</p> <p>航空災害発生時の県の活動体制については、茨城県地域防災計画を参照する。</p>
<p>3 広域的な応援体制-----【市(総務部)、県、隣接市町】</p> <p>市内において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、地震災害対策計画編 第3章 第3節 第2「応援要請・受入体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。</p>	<p>3 広域的な応援体制-----【県、市(総務部)、隣接市町】</p> <p>(1) 他市町村への要請</p> <p>市長は、市域に係る災害について適切な災害応急対策を実施するために支援を受ける必要があると認める時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。</p> <p>応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。</p> <p>応援に従事する者は、災害応急対策の実施について市の指揮の下で行動するものとする。</p> <p>(2) 県への応援要請または職員派遣のあつせん</p> <p>市長は、県知事（または指定地方行政機関等）に応援または職員派遣のあつせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない時は、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。</p> <p>1) 応援要請時に記載する事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①災害の状況 ②応援(応急措置の実施)を要請する理由 ③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④応援(応急措置の実施)を必要とする場所 ⑤応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) ⑥その他必要な事項 </div> <p>2) 職員派遣あっせん時に記載する事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①派遣のあっせんを求める理由 ②派遣のあっせんを求める職員の職種別人員 ③派遣を必要とする期間 ④その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項 </div> <p>(3) 国の機関に対する職員派遣の要請</p> <p>市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①派遣を要請する理由 </div>

改 訂 前	改 訂 後
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ②派遣を要請する職員の職種別人員 ③派遣を必要とする期間 ④その他職員の派遣について必要な事項 </div> <p>(4) 民間団体等に対する要請-----【市(総務部)、各公共団体】 市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、民間団体等に協力を要請する。</p> <p>(5) 消防機関への応援要請 市は、消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県内の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。</p> <p>【応援派遣要請を必要とする災害規模】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ①大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害 ②災害が拡大し茨城県内の他市町村または茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害 ③多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害 ④特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害 ⑤その他応援派遣要請の必要があると判断される災害 </div>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>(6) 受入体制の確保-----【市(総務部)】</p> <p>1) 連絡・調整窓口の明確化</p> <p>市長は、国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。また、市災害対策本部内における応援受援に関する連絡・調整を円滑に行うための組織や手順等を周知しておくものとする。</p> <p>2) 応援を円滑に受入れ、活動を容易にするための体制施設の整備</p> <p>市長は、国及び関係都道府県・市町村等からの職員及び物資等の応援を円滑に受入れ、業務の実施を容易にするため、あらかじめ応援を受けることが必要な業務の選別、業務の実施要領、資器材及び受入れるための施設等を整備しておくものとする。また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。</p> <p>3) 海外からの支援の受入れ</p> <p>市長は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。</p> <p>(7) 消防機関からの応援受入体制の確保</p> <p>1) 受入窓口の明確化</p> <p>消防応援の受入窓口は、原則的に市総務部消防交通課または下妻消防署とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部総務部本部班とする。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>4 自衛隊の災害派遣-----【市(総務部)、県、自衛隊】</p> <p>市長は、自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請する。なお、自衛隊派遣の要請に際しては、地震災害対策計画編 第3章第3節 第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」</p>	<p>2) 応援隊等の受入体制施設の整備</p> <p>市長は、市外からの応援隊等の応援を速やかに受入れ、消防活動を容易にするため、受援計画等に基づき体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>3) 応援隊との連携</p> <p>指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防活動を行う。</p> <p>【応援隊との連携を容易にするための措置事項】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①災害状況の情報提供、連絡・調整(応援部隊指揮本部等の設置) ②応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示(指揮本部と代表消防機関協議) ③部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供(公園等) ④消防活動資機材の調達・提供 </div> <p>4) 経費負担</p> <p>応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた本市が負担する。</p> <p>4 自衛隊の災害派遣-----【県、市(総務部)、自衛隊】</p> <p>(1) 災害派遣要請の要求依頼-----【市】</p> <p>市長は、地震の規模や収集した被害情報から判断し、次の災害派遣判断の要件の範囲に照らして必要があれば直ちに自衛隊の災害派遣を県知事に要求する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>に準じて要請する。</p>	<p>【災害派遣判断の要件】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①公共性 公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要があること</p> <p>②緊急性 差し迫った必要があること</p> <p>③非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと</p> </div> <p>(2) 災害派遣要請の手続き-----【市(総務部)】</p> <p>1) 市長は、当該地域に係る災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認める時は、資料編「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」により、県知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。</p> <p>2) 市長は前記 1) の依頼ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知し、速やかに県知事に対してその旨を通知するものとする。</p> <p>(3) 災害派遣の活動範囲-----【自衛隊】</p> <p>自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものと</p>

改 訂 前	改 訂 後																		
	<p>する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難の援助</td> <td>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合が必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難者の捜索・救助</td> <td>行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水防活動</td> <td>堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行なう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消防活動</td> <td>火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">道路または水路の啓開</td> <td>道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">応急医療、救護及び防疫</td> <td>被災者に対し、応急医療、及び防疫を行なうが、薬剤等は通常、防災関係機関の提供するものを使用するものとする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人員及び物資の緊急輸送</td> <td>緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合が必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。	水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行なう。	消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。	道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。	応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行なうが、薬剤等は通常、防災関係機関の提供するものを使用するものとする。	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空
項 目	内 容																		
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。																		
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合が必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。																		
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。																		
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行なう。																		
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。																		
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。																		
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行なうが、薬剤等は通常、防災関係機関の提供するものを使用するものとする。																		
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空																		

改 訂 前	改 訂 後
	機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行なう。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」(昭和33.総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機に必要なもので、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。
	<p>(4) 自衛隊との連絡-----【市(総務部)、自衛隊】</p> <p>市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校(警備課)または当該地域を担当する古河・霞ヶ浦分区(第1施設団長、古河駐屯地所在部隊)に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>航空災害が発生した場合に、迅速に搜索、救助・救急、医療及び消火活動が実施出来るように、活動体制等の確立を図る。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 搜索活動</p> <p>2 救難、救助・救急及び消火活動</p> <p>3 資機材等の調達</p> <p>4 医療活動</p> </div> <p>■ 対策</p> <p>1 搜索活動-----【市(総務部)、下妻消防署、県】</p> <p>発災時の搜索活動に関しては、県は必要に応じてヘリコプターその他を活用して行う。市及び消防機関は、災害の状況により、多様な手段を活用して県と相互に連携して搜索を実施するものとする。</p> <p>2 救難、救助・救急及び消火活動-----</p> <p>-----【市(総務部)、下妻消防署】</p> <p>消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施する</p>	<p>第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>航空災害が発生した場合に、迅速に搜索、救助・救急、医療及び消火活動が実施できるように、活動の方針等を定める。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 搜索活動</p> <p>2 救難、救助・救急及び消火活動</p> <p>3 資機材等の調達</p> <p>4 医療活動</p> </div> <p>■ 対 策</p> <p>1 搜索活動-----【県、市(総務部)、下妻消防署】</p> <p>発災時、県は必要に応じてヘリコプターその他を活用して搜索活動を行う。市及び消防署、消防団は、災害の状況により、多様な手段を活用して県と相互に連携して搜索を実施するものとする。</p> <p>2 救難、救助・救急及び消火活動-----</p> <p>-----【市(総務部)、下妻消防署】</p> <p>消防署、消防団は、速やかに火災の発生状況を把握し、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施すると</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>とともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体、安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。</p> <p>また、市は、必要に応じて、隣接市町に応援を要請するものとする。</p> <p>3 資機材等の調達等-----【市(総務部)、防災関係機関】</p> <p>消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。なお、市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。</p> <p>4 医療活動----【市(保健福祉部)、下妻消防署、医療関連機関】</p> <p>発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、地震災害対策計画 第3章 第4節 第5「応急医療」に準じ、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行うものとする。</p> <p>また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、地震災害対策計画編 第3章 第5節 第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。</p>	<p>もに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体、安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。また、市は、必要に応じて、隣接市町に相互応援協定に基づく応援を要請する。</p> <p>3 資機材等の調達等-----【市(総務部)、防災関係機関】</p> <p>消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。なお、市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。</p> <p>4 医療活動---【市(保健福祉部)、下妻消防署、医療関連機関】</p> <p>市は、発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、関係する防災関係機関との密接な連携のもとに、医療救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行うものとする。</p> <p>(1) 医療施設による医療活動-----【医療機関】</p> <p>被災地域内の国立病院機構病院、国立大学法人病院、公立病院、日赤病院及び災害拠点病院等は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージを効果的に実施する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>(2) 医療救護チーム・DMAT等による医療活動----- -----【県、市(保健福祉部)、医療機関】</p> <p>1) 医療救護チーム・DMAT等の輸送</p> <p>医療救護チーム・DMAT等は、自らの移動手段の確保等に努めるものとする。</p> <p>市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、県が派遣する医療救護チーム・DMAT等の輸送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。</p> <p>2) 医療救護チーム・DMAT等の配置</p> <p>県DMAT調整本部及び県DPAT調整本部は、県及び市の災害対策本部等と調整の上、DMAT等を被災地等に派遣・配置する。</p> <p>また、県は、病院等から派遣されてきた医療救護チーム(日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、JMAT等)を、市災害対策本部等と協議しながら県保健福祉部及び保健所等において調整した上で、被災地の医療救護所、病院等に配置する。</p> <p>災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン は、調整・配置についての助言を行うものとする。</p> <p>3) 医療救護チームの業務</p> <p>医療救護チーム(日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、JMAT等)は、次の活動を実施する。</p> <p>①被災者のスクリーニング(症状判別)</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供</p> <p>③医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定</p> <p>④死亡の確認</p> <p>⑤死体の検案</p> <p>⑥その他状況に応じた処置</p> <p>4) DMAT等の業務</p> <p>DMAT等は、被災地における活動（域内搬送病院内支援、現場活動を含む。）及び広域医療搬送を行う。</p> <p>当医療圏では、茨城県西部メディカルセンターにDMATが待機しており、県の要請を受け大規模災害時には現場に出動し、救急救命処置とトリアージ、さらに後方病院への迅速な搬送を担当することとなっている。</p> <p>5) 巡回相談チーム・ボランティアとの連携</p> <p>医療救護チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。</p> <p>(3) ドクターヘリの活用</p> <p>県及び基地病院は、被災地域等にドクターヘリを派遣し、救命医療及び患者の搬送を行う。</p> <p>(4) 医薬品等の供給</p> <p>県及び市は、医療機関や救護所で活動している医療救護チ</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>ームから医薬品等の供給要請があった場合は、茨城県医薬品卸業組合、日本産業・医療ガス協会関東支部または茨城県医療機器販売業協会に連絡し、流通備蓄している災害用品等を速やかに供給するものとする。また、輸血用血液製剤については、茨城県赤十字血液センターが供給する。</p> <p>なお、医薬品等の陸路での供給が困難な場合には、県は速やかにヘリコプターによる搬送の措置を講じる。</p> <p>(5) 精神保健医療体制</p> <p>1) 県（障害福祉課）は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）調整本部を厚生総務課内に設置し、原則として、精神科医療機関の現状、保健所や市が行う心のケア活動の情報収集、関係者への情報提供（F A X等）を一元的に行う。</p> <p>また、県（障害福祉課）及び精神保健福祉センターは、D P A Tと連絡・調整を行い、被災地の保健・医療の現況等に応じた心のケア活動の方針等を示す。D P A Tは、保健所、市、日赤こころのケアチーム、その他の防災関係機関との連携を図りながら、精神保健医療の支援にあたる。</p> <p>2) 保健所及び市は、連携して次のことを実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア フェイズ1～2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の健康相談、D P A Tによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時のD P A Tとの同行訪問 <p>イ フェイズ3（近隣の精神科医療機関による診療再開）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な対応が必要なケースの把握、対応、D P A T </div>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>への情報提供</p> <p>ウ フェイズ4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動 (必要時同行訪問) ・PTSD(心的外傷後ストレス障害)への対応 <p>3) 保健所及び市は、特に、心理的サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子ども、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。</p> <p>(6) DPATの派遣要請</p> <p>県は市の要請もしくは必要に応じ、国や医療関係団体へDPATの派遣を要請する。DPATは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたり、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアも行う。</p> <p>(7) 精神科救急医療の確保-----【県】</p> <p>県は、治療の中断(薬切れ等)や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入れ可能な医療機関の確認、オーバーベッドの許可、搬送の手続きなど、入院できるための体制を確保するものとする。</p> <p>こうした病状の悪化した精神障がい者を受け入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、精神保</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>健福祉センター等に情報の提供を行う。</p> <p>(8) 市町村における災害時のこころのケアへの対応</p> <p>1) 災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害、A S D）や心的外傷後ストレス障害（P T S D）の情報や災害時の心的反応プロセスを、被災者や関係者に周知する。相談機関や相談窓口を明示し、必要な支援が得られるようにする。</p> <p>2) 災害直後から、見守りの必要があると思われる住民に対して、こころのチェックリスト等を用いてスクリーニングを行う。</p> <p>3) 医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回しているD P A Tの医師等に相談する。また、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげ、その後も継続して支援する。</p>
<p>第4 避難勧告・指示・誘導</p> <p>地震災害対策計画編 第3章 第4節 第2「避難勧告・指示・誘導」を準用する。</p>	<p>第4 避難指示、誘導</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長は防災関係機関の協力を得て、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>に時間を要する者に対して、早めの段階で「高齢者等避難」の伝達を行い、また、安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 迅速かつ的確な情報収集</p> <p>避難情報発令の決定に際して必要な情報を、迅速かつ的確に収集する。災害時にはこれらの情報は市よりも消防や警察に集まりやすいため、これらの防災関係機関との連携を密にして情報収集に遺漏がないようにする必要がある。</p> <p>(2) 防災関係機関の協力</p> <p>混乱なく速やかに避難を実施するためには、市、消防、警察、その他機関の足なみが揃っている必要があり、情報の共有化の徹底を図ることが必要である。</p> <p>(3) 要配慮者に配慮した避難誘導</p> <p>避難は地域住民（自主防災組織）、ボランティアなどの協力を得て、地域の全員が安全に行うことが重要である。そのためには、高齢者、病弱者、乳幼児、障がい者、外国人等の要配慮者への配慮が必要である。</p> <p>3 対策項目</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 避難情報の発令</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>3 避難の誘導</p> <p>4 指定緊急避難場所</p> <p>5 広域避難（広域一時滞在）</p> </div> <p>■ 対 策</p> <p>1 避難情報の発令</p> <p>(1) 避難が必要となる災害</p> <p>地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては、次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適時適切に避難指示等を伝達する。</p> <p>また、必要に応じ、高齢者等避難開始を適切に出すように努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による建物倒壊 ・地震水害（河川、ため池等） ・危険物漏洩えい（毒劇物、爆発物） ・がけ崩れ、地すべり ・延焼火災 ・その他 </div> <p>(2) 避難情報の発令</p> <p>-----【県、市（総務部、保健福祉部）、下妻警察署、自衛隊】</p> <p>市長は、火災、がけ崩れ、ため池の決壊、洪水等の事態が発生し、または発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認める時は、危険地域の住民に対し、速やかに避難及び立退きの指示等を行う。</p> <p>また、市長は、必要に応じ、立ち退きの指示等の前の段階</p>

改 訂 前	改 訂 後						
	<p>で、住民に立退きの準備、または立退きに時間を要する者に対して早期に立退きを実施するよう促す。</p> <p>なお、市は、避難情報を発令する際に、国または県に必要な助言を求めることができる。</p> <p>また、市は、躊躇なく避難情報避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時において優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>1) 警察官</p> <p>警察官は、地震に伴う災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長が指示できないと認める時、または市長から要求があった時、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認める時は、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示するものとする。</p> <p>2) 自衛官</p> <p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいない時は、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。</p> <p>【避難情報と居住者等がとるべき行動等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">避難情報等</th> <th style="text-align: center;">発令される状況</th> <th style="text-align: center;">とるべき行動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">警戒レベル3 高齢者等避難</td> <td style="text-align: center;">災害のおそれあり</td> <td style="text-align: center;">危険な場所から高齢者等は避難</td> </tr> </tbody> </table>	避難情報等	発令される状況	とるべき行動等	警戒レベル3 高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難
避難情報等	発令される状況	とるべき行動等					
警戒レベル3 高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難					

改 訂 前	改 訂 後		
	警戒レベル4 避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全 員避難
	警戒レベル5 緊急安全確保	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに 安全確保
	【避難情報等の発令実施者】		
	発令実施者	発令実施の要件	根拠法令
	市 長	・市民の生命、身体に危険を及ぼすと認められる時	災害対策基本法 第60条
	県知事	・市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった時	
	警察官	・市長が指示できないと認める時 ・市長から要求があった時 ・住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認める時	災害対策基本法 第61条 警察官職務執行法第4条
	自衛官	・（災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官）危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいない時	自衛隊法第94条
	消防長または消防署長	・ガス、火薬等事故の火災により、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められる時	消防法第23条の2
	水防管理者	・洪水等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる時	水防法第29条

改 訂 前	改 訂 後
	<p>(3) 避難情報の内容----【市(総務部)、下妻警察署、自衛官】 避難情報(緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難)の発令は、次の内容を明示して実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ①要避難(準備)対象地域 ②避難先及び避難経路 ③避難情報(緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難)の発令の理由 ④その他必要な事項 </div> <p>(4) 避難措置の周知-----【市(総務部)、下妻警察署、自衛官】</p> <p>1) 住民への周知徹底</p> <p>避難情報を発令した者は、速やかにその旨を住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、次により周知を行うこととし、視聴覚障がい者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①直接的な周知として、市防災行政無線、広報車、Lアラート、ホームページ及びメール等を活用する。また、これによる避難呼びかけの際には、住民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。 ②間接的な周知として、報道機関等の協力を得て、テレビやラジオ等により広報する。また、市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者を含めた住民

改 訂 前	改 訂 後
	<p>への周知漏れを防ぐ。</p> <p>2) 防災関係機関相互の連絡</p> <p>避難情報を発令、及び解除した者は、その旨を防災関係機関に連絡し、現場での情報の混乱を未然に防止を図る。</p> <p>また、避難情報等の解除にあたっては、十分に安全性の配慮に努めるものとする。</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>(1) 警戒区域の設定-----【市(総務部)、下妻消防署】</p> <p>市長は、避難が必要となる災害の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、または退去を命ずる。</p> <p>1) 警察官</p> <p>市長またはその職権を行う吏員が現場にいない場合、または、これらの者から要請があった場合、警察官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。</p> <p>2) 自衛官</p> <p>災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。</p> <p>3) 消防職員</p> <p>消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる(消防法第28条及び水防法第21条)。</p>

改 訂 前	改 訂 後																				
	<p>【警戒区域設定者】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設定権者</th> <th style="text-align: center;">警戒区域設定の要件</th> <th style="text-align: center;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市 長</td> <td>市民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める時</td> <td>災害対策基本法第 63 条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警察官</td> <td>市長もしくはその委任を受けて法令に規定する市長の職権を行なう市職員が現場にいない時、またはこれらの者から要求があった時</td> <td>災害対策基本法第 63 条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自衛官</td> <td>(災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官) 市長その他法令に規定する市長の職権を行うことができる市職員や警察官がその場にはいない場合に限る。</td> <td>災害対策基本法第 63 条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消防職員</td> <td>火災の現場においては、消防吏員または消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、またはその区域への出入を禁止しもしくは制限することができる。</td> <td>消防法第 28 条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水防管理者</td> <td>水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員または消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる。</td> <td>水防法第 21 条</td> </tr> </tbody> </table>			設定権者	警戒区域設定の要件	根拠法令	市 長	市民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める時	災害対策基本法第 63 条	警察官	市長もしくはその委任を受けて法令に規定する市長の職権を行なう市職員が現場にいない時、またはこれらの者から要求があった時	災害対策基本法第 63 条	自衛官	(災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官) 市長その他法令に規定する市長の職権を行うことができる市職員や警察官がその場にはいない場合に限る。	災害対策基本法第 63 条	消防職員	火災の現場においては、消防吏員または消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、またはその区域への出入を禁止しもしくは制限することができる。	消防法第 28 条	水防管理者	水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員または消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第 21 条
設定権者	警戒区域設定の要件	根拠法令																			
市 長	市民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める時	災害対策基本法第 63 条																			
警察官	市長もしくはその委任を受けて法令に規定する市長の職権を行なう市職員が現場にいない時、またはこれらの者から要求があった時	災害対策基本法第 63 条																			
自衛官	(災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官) 市長その他法令に規定する市長の職権を行うことができる市職員や警察官がその場にはいない場合に限る。	災害対策基本法第 63 条																			
消防職員	火災の現場においては、消防吏員または消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、またはその区域への出入を禁止しもしくは制限することができる。	消防法第 28 条																			
水防管理者	水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員または消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第 21 条																			

改 訂 前	改 訂 後
	<p>(2) 警戒区域設定の周知----【市(総務部)、下妻警察署、自衛官】 警戒区域の設定を行った者は、避難情報と同様に、市民への周知及び防災関係機関への連絡を行う。</p> <p>3 避難の誘導</p> <p>(1) 避難誘導の方法----- -----【市(総務部、保健福祉部)、下妻警察署、下妻消防署】 市、警察、その他が行う避難誘導は、市民の安全のため次の事項に留意して速やかに行う。</p> <p>特に、要配慮者が円滑に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めること 2) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること 3) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること 4) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること 5) 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障がい者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること

改 訂 前	改 訂 後
	<p>6) 避難誘導は受入れ先での救援物資の配給等を考慮して、できれば自治区等の単位で行うこと</p> <p>(2) 住民の避難対応-----【住民】</p> <p>1) 避難の優先 避難にあたっては、病弱者、高齢者（WHOでは65歳以上と定義）、障がい者等の避難を優先する。</p> <p>2) 携行品の一例 緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、タオル、ティッシュペーパー、マスク等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。</p> <p>4 指定緊急避難場所-----【市（総務部）】 市は、災害発生時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>5 広域避難（広域一時滞在）-----【国、県、市（総務部）】 市は、市域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害発生時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定める</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>航空災害が発生した場合に、緊急輸送等を実施するための交</p>	<p>よう努めるものとする。</p> <p>また、市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合においては、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。</p> <p>県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがない時は、市町村の要求を待つことなく、広域一時滞在のための要求協議を市に代わって行うものとする。</p> <p>国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市から要求を待ついとまがない時は、市の要求を待つことなく、県に代わって、国が広域一時滞在のための協議を行うものとする。</p> <p>第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>航空災害が発生した場合に、緊急輸送等を実施するための</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>通の確保を図る。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1 交通の確保</p> </div> <p>■ 対策</p> <p>1 交通の確保-----【市(関係各部)、下妻警察署】</p> <p>市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。また、市は、警察に対して緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を要請するものとする。</p> <p>交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>市は、警察と協力して被災地周辺道路の一時的な通行禁止または制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとする。また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。</p>	<p>交通の確保を図る。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1 交通の確保</p> </div> <p>■ 対策</p> <p>1 交通の確保-----【市(関係各部)、下妻警察署】</p> <p>市は、現場の警察官、防災関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するとともに、緊急輸送を確保するため、警察に対して直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を要請する。</p> <p>交通規制にあたっては、防災関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>また、市は、警察と協力して被災地周辺道路の一時的な通行禁止または制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求める。一方、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。</p>
<p>第6 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p>	<p>第6 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>関係者等への的確な情報伝達については、地震災害対策計画編 第3章 第2節 第3「災害情報の広報」を準用するほか、次により実施するものとする。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 情報伝達活動</p> <p>2 関係者等からの問い合わせに対する対応</p> </div> <p>■ 対策</p> <p>1 情報伝達活動—【市(総務部)、放送事業者、通信社、新聞社】</p> <p>航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。</p> <p>【提供する情報】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要 ・避難の指示、勧告及び避難先の指示 ・旅客及び乗務員の氏名・住所 ・地域住民等への協力依頼 ・その他必要な事項 </div>	<p>関係者等への的確な情報伝達については、地震災害対策計画編 第3章 第2節 第3「災害情報の広報」を準用するほか、次により実施するものとする。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 情報伝達活動</p> <p>2 関係者等からの問い合わせに対する対応</p> </div> <p>■ 対策</p> <p>1 情報伝達活動-----【市(総務部)、日本放送協会、茨城放送、茨城新聞社】</p> <p>-----市は、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、防災関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。</p> <p>【提供する情報】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・市及び防災関係機関の実施する応急対策の概要 ・避難情報及び避難先の指示 ・旅客及び乗務員の氏名・住所 ・地域住民等への協力依頼 ・その他必要な事項 </div>

改 訂 前	改 訂 後
<p>2 関係者等からの問い合わせに対する対応—【市（総務部）】</p> <p>市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>2 関係者等からの問い合わせに対する対応—【市（総務部）】</p> <p>市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。</p>
<p>第7 遺族等事故災害関係者の対応-----【市（総務部）、バス会社等、住民】</p> <p>市は、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応するものとする。</p>	<p>第7 遺族等事故・災害関係者への対応-----【市（総務部）、関鉄パープルバス、住民】</p> <p>市は、遺族等事故・災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民や交通事業者等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故・災害関係者に対し適切に対応するものとする。</p>
<p>第8 防疫及び遺体の処理</p> <p>地震災害対策計画編 第3章 第7節 第4「清掃・防疫・障害物の除去」及び地震災害対策計画 第3章 第7節 第5「行方不明者の捜索」を準用し、特に、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。</p>	<p>第8 防疫及び遺体の処理</p> <p>1 災害廃棄物の処理-----【市（市民部）】</p> <p>(1) ごみ処理</p> <p>1) 作業体制の確保</p> <p>市は、ごみ処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、近隣市町、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。</p> <p>2) 処理対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①状況把握</p> <p>市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等か</p> </div>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>ら迅速に被災地域の状況把握に努める。</p> <p>②市民への広報 市は、速やかにごみの分別方法や収集方法、仮置き場の利用方法を定めて市民に広報する。</p> <p>③処理の実施 市は、速やかに仮置き場を設置し災害時のごみを適正に管理するとともに、災害時のごみを可能な限り再生利用するため分別を徹底する。 また、収集運搬車両を確保し、災害時のごみの収集運搬を効率的に行う。</p> <p>(2) し尿処理-----【市(市民部)】</p> <p>1) 作業体制の確保 市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行う。</p> <p>2) 処理対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①状況把握 市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。</p> <p>②市民への指導 水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活用水の確保等</p> </div>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>を指導する。</p> <p>③処理の実施</p> <p>市は、必要に応じて避難所、または地区毎に仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。</p> <p>2 防 疫</p> <p>(1) 防疫組織の設置-----【市(市民部、保健福祉部)】</p> <p>市は、防疫関係の組織をつくとともに、必要な教育訓練を行う。</p> <p>(2) 防疫措置情報の収集・報告-----</p> <p>-----【県、市(市民部、保健福祉部)、医療機関】</p> <p>市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。</p> <p>また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。</p> <p>なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>(3) 防疫計画及び対応策-----【市(市民部、保健福祉部)】</p> <p>市は、地理的、環境的諸条件や被害の状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立しておく。</p> <p>災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。</p> <p>(4) 消毒薬品・器具機材等の調達-----</p> <p>-----【県、市(市民部、保健福祉部)、薬業団体】</p> <p>市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び県、近隣市町などの協力を求める。</p> <p>(5) 防疫措置等の実施-----【県、市(市民部、保健福祉部)】</p> <p>県は、市の実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班等により、次の事項を行う。</p> <p>また、被災状況に応じ、自衛隊に対して防疫活動を要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 被害状況の調査及び市町村指導 2) 積極的疫学調査 3) 避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導 4) 井戸水の消毒指導 5) その他の防疫措置に必要な事項市は、感染症の予防及び感

改 訂 前	改 訂 後
	<p>感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。</p> <p>市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。</p> <p>3 遺体の処理</p> <p>遺体の処理は市が実施するものとする。ただし、救助法を適用した時には県及びその委任を受けた市町村が行う。</p> <p>遺体が多数にのぼる等、市で対応が困難な場合には、県は市からの要請に基づき、周辺市町に応援を要請するものとする。</p> <p>県内での対応が困難な場合は、県は近県に応援の要請を行うものとする。</p> <p>また、県が行う遺体の処理は、日本赤十字茨城県支部と締結した委託契約に基づき、日本赤十字茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。</p> <p>上記での対応が困難な場合は、国、その他防災関係機関の応援を得て実施するものとする。</p> <p>(1) 遺体の洗浄・縫合・消毒-----【県、市(市民部)】</p> <p>災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、救護班は、人心の安定上、腐敗防止または遺体</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。</p> <p>(2) 検 案-----【県、医療機関】 検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、または、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について、死因やその他の医学的検査を行うことである。 検案は、救護班により実施する。ただし、遺体が多数の場合等で救護班のみで十分な対応が困難な場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。また、県（保健福祉部）、日赤茨城県支部、関東信越地方医務局等は救護班の検案活動に協力するものとする。</p> <p>(3) 遺体の収容（安置）、一時保存-----【県、市（市民部）】 検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所（安置所）に収容する。 1) 遺体収容所（安置所）の設置 市は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。 被害が集中した場合には遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町は、設置、運営に協力する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>2) 棺の確保</p> <p>市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。</p> <p>県は必要に応じ、全国霊柩自動車協会との災害時応援協定に基づき、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保するとともに、製氷業者等との協力体制の確保に努める。</p> <p>3) 身元不明遺体の集中安置</p> <p>市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。</p> <p>4) 身元確認</p> <p>市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納官する。また、埋火葬許可証を発行する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>第2章 鉄道災害対策</p> <p>本計画は、市内において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生、または地域住民に相当の被害がおよぶといった大規模な鉄道災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害予防</p> <p>鉄道災害の発生を予防するとともに、鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じる。</p> <p>第1 下妻市の鉄道状況の把握</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨 下妻市の鉄道状況を整理する。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">1 下妻市の鉄道状況</div> <p>■ 対策</p> <p>1 下妻市の鉄道状況</p>	<p>第2章 鉄道災害対策</p> <p>本計画は、市内において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生、または地域住民に相当の被害がおよぶといった大規模な鉄道災害が発生した場合に、防災関係機関がとるべき対策について定める。</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害予防</p> <p>鉄道災害の発生を予防するとともに、鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体は次の対策を講じる。</p> <p>第1 下妻市の鉄道状況の把握</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨 下妻市の鉄道状況を整理する。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">1 下妻市の鉄道状況</div> <p>■ 対 策</p> <p>1 下妻市の鉄道状況</p>

改 訂 前	改 訂 後																				
<p>本市には、関東鉄道株式会社による鉄道の運行がなされており、宗道、下妻、大宝、騰波ノ江の4駅が立地している。</p> <p style="text-align: center;">表 鉄道状況(平成23年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鉄道事業者名</th> <th>路線名</th> <th>営業キロ</th> <th>輸送人員 (一日平均)</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東鉄道(株)</td> <td>常総線</td> <td>51.1</td> <td>25,291</td> <td>取手～下館</td> </tr> </tbody> </table>	鉄道事業者名	路線名	営業キロ	輸送人員 (一日平均)	区 間	関東鉄道(株)	常総線	51.1	25,291	取手～下館	<p>本市には、関東鉄道(株)による鉄道の運行がなされており、宗道、下妻、大宝、騰波ノ江の4駅が立地している。</p> <p style="text-align: center;">表 鉄道状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鉄道事業者名</th> <th>路線名</th> <th>営業キロ</th> <th>輸送人員 (一日平均)※</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東鉄道(株)</td> <td>常総線</td> <td>51.1 km</td> <td>28,472人</td> <td>取手～下館</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※輸送人員(一日平均)は、平成27年度の輸送実績</p>	鉄道事業者名	路線名	営業キロ	輸送人員 (一日平均)※	区 間	関東鉄道(株)	常総線	51.1 km	28,472人	取手～下館
鉄道事業者名	路線名	営業キロ	輸送人員 (一日平均)	区 間																	
関東鉄道(株)	常総線	51.1	25,291	取手～下館																	
鉄道事業者名	路線名	営業キロ	輸送人員 (一日平均)※	区 間																	
関東鉄道(株)	常総線	51.1 km	28,472人	取手～下館																	
<p>第2 鉄道交通の安全のための情報の充実</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>鉄道災害の発生を予防するために、気象情報の伝達体制の確保や、事故防止に関する知識の普及に努める。</p> <p>2 対策項目</p> <table border="1"> <tr> <td> 1 気象情報発表伝達体制の確保 2 鉄道の異常に関する情報の伝達 3 事故防止に関する知識の普及 </td> </tr> </table> <p>■ 対策</p> <p>1 気象情報発表伝達体制の確保-----</p>	1 気象情報発表伝達体制の確保 2 鉄道の異常に関する情報の伝達 3 事故防止に関する知識の普及	<p>第2 鉄道交通の安全のための情報の充実</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>鉄道災害の発生を予防するために、気象情報の伝達体制の確保や、事故防止に関する知識の普及に努める。</p> <p>2 対策項目</p> <table border="1"> <tr> <td> 1 気象情報発表伝達体制の確保 2 鉄道の異常に関する情報の伝達 3 事故防止に関する知識の普及 </td> </tr> </table> <p>■ 対 策</p> <p>1 気象情報発表伝達体制の確保-----</p>	1 気象情報発表伝達体制の確保 2 鉄道の異常に関する情報の伝達 3 事故防止に関する知識の普及																		
1 気象情報発表伝達体制の確保 2 鉄道の異常に関する情報の伝達 3 事故防止に関する知識の普及																					
1 気象情報発表伝達体制の確保 2 鉄道の異常に関する情報の伝達 3 事故防止に関する知識の普及																					

改 訂 前	改 訂 後
<p>-----【水戸地方気象台、関東鉄道株式会社】</p> <p>鉄軌道交通安全にかかる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況、あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表するものとする。</p> <p>また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</p> <p>2 鉄道の異常に関する情報の伝達-----【市、道路管理者】</p> <p>道路パトロール等の実施により、鉄道と隣接する道路において異常が発見され、鉄道の災害が発生するおそれがある場合に、鉄道事業者はその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。</p> <p>3 事故防止に関する知識の普及-----【関東鉄道株式会社】</p> <p>鉄道事業者は、踏切における自動車等との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。このため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努めるものとする。</p>	<p>-----【水戸地方気象台、関東鉄道】</p> <p>水戸地方気象台は、鉄軌道交通安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況、あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表するものとする。</p> <p>また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</p> <p>2 鉄道の異常に関する情報の伝達-----</p> <p>-----【市(建設部)、道路管理者】</p> <p>道路管理者は、道路パトロール等の実施により、鉄道と隣接する道路において異常が発見され、鉄道の災害が発生するおそれがある場合に、鉄道事業者はその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。</p> <p>3 事故防止に関する知識の普及-----【関東鉄道】</p> <p>鉄道事業者は、踏切における自動車等との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。このため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うものとする。</p>
<p>第3 鉄道交通安全運行の確保</p> <p>■ 基本事項</p>	<p>第3 鉄道交通安全運行の確保</p> <p>■ 基本事項</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>1 趣旨 鉄道災害の発生を予防するための予防体制の確立に努める。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1 異常気象時・地震等に対する予防対策の確立</p> </div> <p>■ 対策</p> <p>1 異常気象時・地震等に対する予防対策の確立----- -----【関東鉄道株式会社】</p> <p>鉄道事業者は、豪雨、強風、濃霧、吹雪等異常気象時及び地震等に対応する予防対策をマニュアル化するなど予防対策を確立することに努める。具体的な対策としては、以下に記すもののほか、各鉄道事業者が定めるものとする。</p> <p>(1) 施設の巡回検査の実施</p> <p>事故災害防止のため日常線路を巡回し、線路全般にわたり巡視及び保安監視等を行う。検査の基準及び方法は各鉄道事業者が定めるものとする。</p> <p>(2) 運転規制の実施</p> <p>列車運転中に災害による異常を感知したとき、または各種警報機が動作した場合は、鉄道の安全な運行を確保するため運転規制を行う。この場合、輸送指令員等は、運転規制区間を運転する全列車の運転士に対しその旨を通告するものとする。</p>	<p>1 趣 旨 鉄道災害の発生を予防するための事前対策に努める。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1 異常気象時・地震等への事前対策の実施</p> </div> <p>■ 対 策</p> <p>1 異常気象・地震等への事前対策の実施----- -----【関東鉄道】</p> <p>鉄道事業者は、豪雨、強風、濃霧、吹雪等異常気象及び地震等に対応するマニュアルを作成するなど予防対策を確立することに努める。具体的な対策としては、以下に記すもののほか、各鉄道事業者が定めるものとする。</p> <p>(1) 施設の巡回検査の実施</p> <p>事故・災害防止のため、平常時より線路全般にわたって、巡視及び保安監視等を行う。検査の基準及び方法は各鉄道事業者が定めるものとする。</p> <p>(2) 運転規制の実施</p> <p>列車運転中に災害による異常を感知した時、または各種警報機が動作した時は、鉄道の安全な運行を確保するため運転規制を行う。この場合、輸送指令員等は、運転規制区間を運転する全列車の運転士に対しその旨を通告するものとする。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>る。</p> <p>(3) 教育訓練体制の充実</p> <p>乗務員及び保安要員に対する教育訓練と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるものとする。</p>	<p>(3) 教育訓練体制の充実</p> <p>乗務員及び保安要員に対する教育訓練と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるものとする。</p>
<p>第4 鉄道車両の安全性の確保-----【関東鉄道株式会社】</p> <p>鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、車両検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。</p>	<p>第4 鉄道車両の安全性の確保-----【関東鉄道】</p> <p>鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、車両検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。</p>
<p>第5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>鉄道災害が発生した場合の応急対策、災害復旧への備えについて予め定め、被害の拡大防止に努める。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>3 救助・救急、医療及び消火活動への備え</p> <p>4 緊急輸送活動への備え</p> </div>	<p>第5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>鉄道災害が発生した場合の応急対策、災害復旧への備えについてあらかじめ定め、被害の拡大防止に努める。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>3 救助・救急、医療及び消火活動への備え</p> <p>4 緊急輸送活動への備え</p> </div>

改 訂 前	改 訂 後
<p>5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え</p> <p>6 防災関係機関の防災訓練の実施</p> <p>7 災害復旧への備え</p> <p>8 鉄道交通安全環境の整備</p> <p>9 再発防止対策の実施</p> <p>■ 対策</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 情報の収集・連絡-----【市(総務部)、県、関東鉄道株式会社】</p> <p>市は、県及び鉄道事業者等の機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの整備を推進するとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。</p> <p>鉄道事業者は、气象台との連絡を密に行い、予報及び警報の伝達・情報の収集体制、通信連絡設備・警報装置等を整備しておくものとする。</p> <p>(2) 情報の分析整理-----【市(総務部)】</p> <p>市は、発災時に県の行う情報分析に協力できるよう体制を整える。</p>	<p>5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え</p> <p>6 防災関係機関の防災訓練の実施</p> <p>7 災害復旧への備え</p> <p>8 鉄道交通安全環境の整備</p> <p>9 再発防止対策の実施</p> <p>■ 対策</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 情報の収集・連絡-----【県、市(総務部)、関東鉄道】</p> <p>市は、県及び鉄道事業者等の機関相互間において、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの整備を推進するとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。</p> <p>一方、鉄道事業者は、气象台との連絡を密に行い、予報及び警報の伝達体制・情報の収集体制、通信連絡設備・警報装置等を整備しておくものとする。</p> <p>(2) 情報の分析整理-----【市(総務部)】</p> <p>市は、発災時に県の行う情報分析に協力できるよう体制を整える。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>(3) 通信手段の確保----- -----【市(総務部)、下妻消防署、関東鉄道株式会社】</p> <p>非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段については、地震災害対策計画編 第2章 第1節 第4「情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。</p>	<p>(3) 通信手段の確保----- -----【市(総務部)、下妻消防署、関東鉄道】</p> <p>1) 防災行政無線等</p> <p>市は、市民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム(同報無線、移動無線、戸別受信機等)及び携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。</p> <p>2) 市防災メール</p> <p>市は、市域全体を対象に災害・避難情報等の緊急防災情報を提供する市防災メールの普及やPRに努める。</p> <p>3) 消防無線</p> <p>いばらき消防指令センターと茨城県防災情報ネットワークシステムを接続することにより、大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で、無線により、直接、連絡調整を行うことができる。下妻消防署は、特に、広域応援体制による消火活動が円滑に実施できるよう消防無線の運用に努める。</p> <p>4) 災害時の優先通信</p> <p>市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録情報について管理し、関係機関との情報共有を図る。</p> <p>5) 防災情報ネットワーク</p> <p>県の防災情報ネットワークシステムの構築を踏まえ、市に</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の体制-----【市(各部)】</p> <p>市は、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するとともに、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図り、体制の整備等、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>また、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制-----</p> <p>-----【市(総務部)、県、関東鉄道株式会社、防災関係機関】</p> <p>災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、県や鉄道事業者等との間に、応急活動及び復旧活動に関し、平常時より連携を強化しておくものとする。</p> <p>本市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)</p> </div>	<p>においても防災情報のデータベース化、情報収集、伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の体制-----【市(各部)】</p> <p>市は、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するとともに、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、防災関係機関との連携等について徹底を図り、体制の整備等、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>また、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制-----</p> <p>-----【県、市(総務部)、関東鉄道ほか防災関係機関】</p> <p>災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、県や鉄道事業者等との間に、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。</p> <p>本市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的な連携体制の強化を図っていく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)</p> </div>

改 訂 前	改 訂 後
<p>・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)</p>	<p>・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)</p>
<p>3 救助・救急、医療及び消火活動への備え</p> <p>(1) 救助・救急活動への備え-----</p> <p>----【市(総務部、保健福祉部)、下妻消防署、関東鉄道株式会社】</p> <p>事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。特に、旅客の避難に関しては、高齢者、障がい者、子供等の弱者に配慮した迅速かつ安全な避難誘導を実施するため、あらかじめマニュアルの整備に努めるとともに、職員への周知徹底を図るものとする。</p> <p>迅速な救助・救急活動を行うため、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 医療活動への備え-----</p> <p>-----【市(保健福祉部)、県、医療関連機関、関東鉄道株式会社】</p> <p>災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、地震災害対策計画編 第2章 第3節 第3「医療救護活動への備え」を準用する。</p>	<p>3 救助・救急、医療及び消火活動への備え</p> <p>(1) 救助・救急活動への備え-----</p> <p>【県、市(総務部、保健福祉部)、下妻消防署、関東鉄道】</p> <p>鉄道事業者は、事故・災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携を強化する。特に、旅客の避難に関しては、高齢者、障がい者、子供等の災害弱者に配慮した迅速かつ安全な避難誘導を実施するため、あらかじめマニュアルの整備に努めるとともに、職員への周知徹底を図る。</p> <p>また、県及び市等は、迅速な救助・救急活動を行うため、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 医療活動への備え-----</p> <p>-----【県、市(保健福祉部)、医療機関、関東鉄道】</p> <p>市は、病院に対して、災害時に必要な医薬品、医療用品等の備蓄を要請するとともに、災害時に必要な医薬品、医療用品等を調達するため、あらかじめ医薬品・医療用品等の販売事業者と協定の締結に努める。</p> <p>また、市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>(3) 消火活動への備え-----【下妻消防署、関東鉄道株式会社】 消防機関及び鉄道事業者は、平常時より機関相互間の連携の強化を図るものとする。また、鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。</p> <p>4 緊急輸送活動への備え 発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、地震災害対策計画編 第2章 第3節 第1「緊急輸送への備え」に準ずるほか、次により実施する。</p> <p>(1) 鉄道事業者の備え-----【関東鉄道株式会社】 発災時に応急対策を実施するために必要な人員及び資機材を輸送するため、緊急自動車の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 市及び他の防災関係機関の備え-----</p>	<p>結を進めることにより協力体制の強化を図る。医療関係団体は、市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとし、さらに、協議会の設置または会議等を通じ、平常時より相互の連携を図る。</p> <p>(3) 消火活動への備え-----【下妻消防署、関東鉄道】 鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、平常時より、消防署、消防団との連携の強化に努めるものとする。</p> <p>4 緊急輸送活動への備え 発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、地震災害対策計画編 第2章 第3節 第1「緊急輸送への備え」に準ずるほか、次により実施する。</p> <p>(1) 鉄道事業者の備え-----【関東鉄道】 鉄道事業者は、発災時に応急対策を実施するために必要な人員及び資機材を輸送するため、緊急自動車の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 市及び他の防災関係機関の備え----- -----【市(建設部)、道路管理者】 市及び各道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>-----【市(経済建設部)、道路管理者】</p> <p>信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に締結している「災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定」の推進を図るとともに、交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、平常時から周知を図るものとする。</p> <p>5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え-----</p> <p>-----【市(総務部)】</p> <p>市は、事故災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画するよう努めるものとする。</p> <p>6 防災関係機関の防災訓練の実施</p> <p>(1) 鉄道事業者-----【関東鉄道株式会社】</p> <p>事故災害を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察機関、消防機関を始めとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 市-----【市(総務部)】</p>	<p>設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、災害時の交通規制を円滑に行うため、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について、平常時から周知を図るものとする。</p> <p>5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え-----</p> <p>-----【市(総務部)】</p> <p>市は、事故・災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画するよう努めるものとする。</p> <p>6 防災関係機関の防災訓練の実施</p> <p>(1) 鉄道事業者-----【関東鉄道】</p> <p>事故・災害を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察機関、消防機関を始めとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 市-----【市(総務部)】</p> <p>市は、県や鉄道事業者と相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練の実施にあたっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに様々な条件を設定するなど、実践的な訓練に努める。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>市は、県や鉄道事業者と相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練の実施にあたっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに様々な条件での設定をするなど実践的な訓練に努めるものとする。</p>	<p>7 災害復旧への備え-----【関東鉄道】 鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設・車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。</p>
<p>7 災害復旧への備え-----【関東鉄道株式会社】 鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設・車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。</p>	<p>8 鉄道交通安全環境の整備-----【市（建設部）、道路管理者、関東鉄道】 鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、路線防護施設の整備促進に努めるものとする。また、列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。</p>
<p>8 鉄道交通安全環境の整備-----【市（経済建設部）、道路管理者、関東鉄道株式会社】 鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、路線防護施設の整備促進に努めるものとする。また、列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。</p> <p>市をはじめとする道路管理者は、鉄道事故の未然防止のため、鉄道事業者と協力の上、踏切道の立体交差化・構造の改良・踏切保安設備の整備・交通規制の実施・踏切道の統廃合の促進など安全環境整備に努めるものとする。</p>	<p>市をはじめとする道路管理者は、鉄道事故の未然防止のため、鉄道事業者と協力の上、踏切道の立体交差化・構造の改良・踏切保安設備の整備・交通規制の実施・踏切道の統廃合の促進など安全環境整備に努める。</p>
<p>9 再発防止対策の実施-----【関東鉄道株式会社】 鉄道事業者は、事故災害の発生後、警察機関、消防機関等との協力を得て、事故災害発生時の直接または間接の要因となる事</p>	<p>9 再発防止対策の実施-----【関東鉄道】 鉄道事業者は、事故・災害の発生後、警察機関、消防機関等との協力を得て、事故・災害発生時の直接または間接の要因となる事実について調査を進め、事実の整理を行うものとする。</p> <p>また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による総合的な調査研究を行う。事故・災害の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることに</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>実について調査を進め、事実の整理を行うものとする。</p> <p>また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。事故災害の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。</p>	<p>より、同種の事故・災害の再発防止に努めるものとする。</p>
<p>第2章 鉄道災害対策 第2節 災害応急対策</p>	<p>第2章 鉄道災害対策 第2節 災害応急対策</p>
<p>鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。</p> <p>第1 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨 鉄道事故が発生した場合の情報収集・連絡体制を定める。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;">1 災害情報の収集・連絡</div> <p>■ 対策</p>	<p>鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関は次の対策を講じるものとする。</p> <p>第1 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨 鉄道事故が発生した場合の情報収集・連絡体制を定める。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;">1 災害情報の収集・連絡</div> <p>■ 対 策</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 鉄道災害情報等の収集・連絡----- -----【市(総務部)、県、関東鉄道株式会社】</p> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、または発生する恐れがある場合は、関東運輸局、県、鉄道事業者が相互に連絡を取り合って情報の収集・整理を図るものとする。県は、収集・整理された情報を適宜市に連絡するものとする。</p> <p>市は、大規模な鉄道事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。</p> <p>鉄道事業者は、自己の管理する鉄道上で事故災害発生の通報を受けた場合は、事故災害の状況確認を行い、直ちに県、消防機関及び関東運輸局に連絡するものとする。</p> <p>(2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統</p> <p>鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。</p>	<p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 鉄道災害情報等の収集・連絡----- -----【県、市(総務部)、関東鉄道ほか防災関係機関】</p> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、関東運輸局、県、鉄道事業者等が相互に連絡を取り合って情報の収集・整理を図るものとする。県は、収集・整理された情報を適宜、市に連絡するものとする。</p> <p>市は、大規模な鉄道事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。</p> <p>鉄道事業者は、自己の管理する鉄道上で事故・災害発生の通報を受けた場合は、事故・災害の状況確認を行い、直ちに県、消防機関及び関東運輸局に連絡するものとする。</p> <p>(2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統</p> <p>鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。</p>

改 訂 前				改 訂 後			
連絡先				表 連絡先一覧			
関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先	関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先
消防庁	昼	03-5253-7527	応急対策室〔宿直室 03-5253-7777〕	消防庁	昼	03-5253-7527	応急対策室
	夜間	03-5253-7777	宿直室		夜間	03-5253-7777	宿直室
関東運輸局	昼	045-211-7240	鉄道部安全指導課	関東運輸局	昼	045-211-7240	鉄道部安全指導課
	夜間		各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話		夜間		各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話
茨城県	昼	029-301-2879	生活環境部防災・危機管理課	茨城県	昼	029-301-2896	防災・危機管理部 消防安全課
	夜間	同上	同上		夜間	029-301-2885	防災・危機管理部 防災・危機管理課
警察本部	昼	029-301-0110 内線 5751	警備課	県警察本部	昼	029-301-0110 内線 5751	警備課
	夜間	029-301-0110	総合当直		夜間	029-301-0110	総合当直
関東鉄道(株)	昼	029-822-3718	鉄道部 鉄道部長	関東鉄道(株)	昼	029-822-3718	鉄道部 鉄道部長

改 訂 前				改 訂 後																			
	夜間	0297-22-0451	常総線運転司令室 運転司令室長		夜間	0297-22-0451	常総線運転司令室 運転 司令室長																
<p>第2 活動体制の確立</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨 鉄道災害が発生した場合の、市等の活動体制について定める。</p> <p>2 対策項目</p> <table border="1"> <tr> <td>1 市の活動体制</td> </tr> <tr> <td>2 県の活動体制</td> </tr> <tr> <td>3 広域的な応援体制</td> </tr> <tr> <td>4 自衛隊の災害派遣</td> </tr> </table> <p>■ 対策</p> <p>1 市の活動体制</p> <p>(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容 職員配備の決定基準は、鉄道災害の状況等により次のとおり定める。</p> <table border="1"> <tr> <td>体制</td> <td>基準</td> <td>配備人</td> <td>災害対策本部</td> </tr> </table>				1 市の活動体制	2 県の活動体制	3 広域的な応援体制	4 自衛隊の災害派遣	体制	基準	配備人	災害対策本部	<p>第2 活動体制の確立</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨 鉄道災害が発生した場合の、市等の活動体制について定める。</p> <p>2 対策項目</p> <table border="1"> <tr> <td>1 市の活動体制</td> </tr> <tr> <td>2 県の活動体制</td> </tr> <tr> <td>3 広域的な応援体制</td> </tr> <tr> <td>4 自衛隊の災害派遣</td> </tr> </table> <p>■ 対策</p> <p>1 市の活動体制</p> <p>(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容 職員動員配備体制の決定基準は、鉄道災害の状況等により次のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">表 職員動員配備体制の決定基準</p> <table border="1"> <tr> <td>体制区分</td> <td>基準</td> <td>配備人員</td> <td>災害対策本部等の設置</td> </tr> </table>				1 市の活動体制	2 県の活動体制	3 広域的な応援体制	4 自衛隊の災害派遣	体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
1 市の活動体制																							
2 県の活動体制																							
3 広域的な応援体制																							
4 自衛隊の災害派遣																							
体制	基準	配備人	災害対策本部																				
1 市の活動体制																							
2 県の活動体制																							
3 広域的な応援体制																							
4 自衛隊の災害派遣																							
体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置																				

改 訂 前				改 訂 後			
警戒体制 (事前配備)	鉄道事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒本部を設置する。	警戒体制 (事前配備)	鉄道事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒本部を設置する。
非常体制	鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	鉄道事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。	非常体制	鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	鉄道事故・災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。
<p>(2) 職員動員配備体制の決定-----【市(総務部)】</p> <p>【警戒体制】</p> <p>鉄道事故情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する総務部長の報告に基づき、市長が配備体制区分の決定基準に基づき決定する。</p> <p>【非常体制】</p> <p>総務部長の報告に基づき市長が体制を決定する。</p> <p style="text-align: center;">表 決定者</p>				<p>(2) 職員動員配備体制の決定-----【市(総務部)】</p> <p>【警戒体制】</p> <p>鉄道事故情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する総務部長の報告をもとに、市長が職員動員配備体制の決定基準に基づき決定する。</p> <p>【非常体制】</p> <p>航空事故情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する総務部長の報告をもとに、市長が職員動員配備体制の決定基準に基づき決定する。</p> <p style="text-align: center;">表 職員動員配備体制の決定者</p>			

改 訂 前				改 訂 後			
	決定者	代決者	代決者		決定者	代決者	代決者
警戒及び非常体制	市長	副市長	教育長	警戒体制	市長	副市長	教育長
				非常体制			
<p>(3) 職員の動員-----【市(各部)】 地震災害対策計画編 第3章 第1節 第1「職員参集・動員」を準用する。</p>				<p>(3) 職員の動員-----【市(各部)】 総務部長は、動員配備体制の決定に基づき、災害応急対策実施のため、必要な職員の動員を行う。また、動員にあたっては職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。</p>			
				<p>図 動員の伝達系統</p>			

改 訂 前	改 訂 後
<p>(4) 災害対策本部等の設置基準等</p> <p>【災害警戒本部設置基準】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 鉄道事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合</p> <p>② その他市長が必要と認めた場合</p> </div> <p>【災害警戒本部廃止基準】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 鉄道事故による多数の死傷者発生のおそれなくなった場合</p> <p>② その他市長が必要なしと認めた場合</p> </div> <p>【災害対策本部設置基準】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合</p> <p>② その他市長が必要と認めた場合</p> </div> <p>【災害対策本部廃止基準】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 鉄道事故災害応急対策を概ね完了した場合</p> <p>② その他市長が必要なしと認めた場合</p> </div> <p>【動員配備基準との対応】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との対応は、地震災害対策計画編 第3章 第1節 第1「職員参集・動員」に示したとおりである。</p> </div>	<p>(4) 災害対策本部等の設置基準等</p> <p>【災害警戒本部設置基準】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1) 鉄道事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合</p> <p>2) その他市長が必要と認めた場合</p> </div> <p>【災害警戒本部廃止基準】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1) 鉄道事故による多数の死傷者発生のおそれなくなった場合</p> <p>2) その他市長が必要なしと認めた場合</p> </div> <p>【災害対策本部設置基準】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1) 鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合</p> <p>2) その他市長が必要と認めた場合</p> </div> <p>【災害対策本部廃止基準】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1) 鉄道事故・災害応急対策を概ね完了した場合</p> <p>2) その他市長が必要なしと認めた場合</p> </div> <p>【動員配備基準との対応】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との関係は、(1)の「職員の動員配備体制区分の基準及び内容」に示したとおり。</p> </div>
<p>(5) 現地災害対策本部の設置-----【災害対策本部】</p> <p>災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。</p>	<p>(5) 災害対策本部等の組織及び設置等-----</p> <p>-----【市（本部事務局、各部）】</p> <p>1) 組 織</p> <p>災害対策本部は以下の者をもってあてる。</p>

改 訂 前	改 訂 後							
<p>【現地災害対策本部の組織】</p> <p>現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>【現地災害対策本部の設置基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合 ・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合 <p>【現地災害対策本部の分掌事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること ・現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること <p>(6) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等-----</p> <p style="text-align: center;">-----【災害対策本部】-----</p> <p>地震災害対策計画編 第3章 第1節 第3「災害対策本部」を準用する。</p>	<table border="1"> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長 教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 経済部長 建設部長 議会事務局長 教育部長 消防署長 消防団長 本部長が必要と認めた者（防災関係機関職員等）</td> </tr> </table> <p>なお、本部長に事故がある時、または本部長が欠けた時は、市長の職務代理の順序により、副市長、次いで教育長がその職務を代理する。</p>	本部長	市長	副本部長	副市長 教育長	本部員	市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 経済部長 建設部長 議会事務局長 教育部長 消防署長 消防団長 本部長が必要と認めた者（防災関係機関職員等）	
本部長	市長							
副本部長	副市長 教育長							
本部員	市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 経済部長 建設部長 議会事務局長 教育部長 消防署長 消防団長 本部長が必要と認めた者（防災関係機関職員等）							
	<p>図 災害対策本部組織図</p>							

改 訂 前	改 訂 後
	<p>2) 本 部 の 設 置</p> <p>ア 設置に関する指示及び伝達</p> <p>①本部員及び関係機関等連絡</p> <p>総務部長は、本部設置及び動員配備体制について市長の指示命を受けた時は、災害対策本部事務局長（消防交通課長）を通じ本部員及び関係機関等に連絡する。</p> <p>②本部設置に関する指示</p> <p>本部設置に関する指示の流れは、以下のとおり。</p> <div style="border: 1px solid red; width: 200px; height: 30px; margin: 10px auto; text-align: center;">  </div> <p>イ 災害対策本部室の設営</p> <p>災害対策本部室は、市役所第2庁舎会議室とする。</p> <p>(6) 現地災害対策本部の設置-----【市(総務部)】</p> <p>災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じた時は、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。</p> <p>【現地災害対策本部の組織】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置く。現地災害対策本部の要員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。</p> </div> <p>【現地災害対策本部の設置基準】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合</p> </div>

改 訂 前	改 訂 後
<p>2 県の活動体制-----【県】 災害発生時の県の活動体制については、茨城県地域防災計画を参照する。</p> <p>3 広域的な応援体制----- -----【市(総務部)、県、隣接市町、国、自衛隊】 市内において鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、地震災害対策計画編 第3章 第3節 第2「応援要請・受入体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合</p> </div> <p>【現地災害対策本部の分掌事務】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること</p> <p>・現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること</p> </div> <p>2 県の活動体制-----【県】 災害発生時の県の活動体制については、茨城県地域防災計画を参照する。</p> <p>3 広域的な応援体制----- -----【県、市(総務部)、隣接市町】</p> <p>(1) 他市町村への要請 市長は、市域に係る災害について適切な災害応急対策を実施するために支援を受ける必要があると認める時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。</p> <p>応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。</p> <p>応援に従事する者は、災害応急対策の実施について市の指揮の下で行動するものとする。</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>(2) 県への応援要請または職員派遣のあつせん</p> <p>市長は、県知事（または指定地方行政機関等）に応援または職員派遣のあつせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。</p> <p>ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない時は、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。</p> <p>1) 応援要請時に記載する事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①災害の状況 ②応援(応急措置の実施)を要請する理由 ③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④応援(応急措置の実施)を必要とする場所 ⑤応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) ⑥その他必要な事項 </div> <p>2) 職員派遣あつせん時に記載する事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①派遣のあつせんを求める理由 ②派遣のあつせんを求める職員の職種別人員 ③派遣を必要とする期間 ④その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項 </div> <p>(3) 国の機関に対する職員派遣の要請</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①派遣を要請する理由 ②派遣を要請する職員の職種別人員 ③派遣を必要とする期間 ④その他職員の派遣について必要な事項 </div> <p>(4) 民間団体等に対する要請-----【市(総務部)、各公共団体】</p> <p>市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、民間団体等に協力を要請する。</p> <p>(5) 消防機関への応援要請</p> <p>市は、消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県内の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。</p> <p>【応援派遣要請を必要とする災害規模】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害 ②災害が拡大し茨城県内の他市町村または茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害 ③多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が </div>

改 訂 前	改 訂 後
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 必要な災害 ④特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害 ⑤その他応援派遣要請の必要があると判断される災害 </div> <p>(6) 受入体制の確保-----【市(総務部)】</p> <p>1) 連絡・調整窓口の明確化</p> <p>市長は、国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。また、市災害対策本部内における応援受援に関する連絡・調整を円滑に行うための組織や手順等を周知しておくものとする。</p> <p>2) 応援を円滑に受入れ、活動を容易にするための体制施設の整備</p> <p>市長は、国及び関係都道府県・市町村等からの職員及び物資等の応援を円滑に受入れ、業務の実施を容易にするため、あらかじめ応援を受けることが必要な業務の選別、業務の実施要領、資器材及び受入れるための施設等を整備しておくものとする。また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。</p> <p>3) 海外からの支援の受入れ</p> <p>市長は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>(7) 消防機関からの応援受入体制の確保</p> <p>1) 受入窓口の明確化</p> <p>消防応援の受入窓口は、原則的に市総務部消防交通課または下妻消防署とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部総務部本部班とする。</p> <p>2) 応援隊等の受入体制の整備</p> <p>市長は、市外からの応援隊等の応援を速やかに受入れ、消防活動を容易にするため、受援計画等に基づき体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>3) 応援隊との連携</p> <p>指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防活動を行う。</p> <p>【応援隊との連携を容易にするための措置事項】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①災害状況の情報提供、連絡・調整(応援部隊指揮本部等の設置)</p> <p>②応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示(指揮本部と代表消防機関協議)</p> <p>③部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供(公園等)</p> <p>④消防活動資機材の調達・提供</p> </div> <p>4) 経費負担</p> <p>応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた本市が負担する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>4 自衛隊の災害派遣-----【市(総務部)、県、自衛隊】</p> <p>市長は、自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、地震災害対策計画編 第3章 第3節 第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。</p>	<p>4 自衛隊の災害派遣-----【県、市(総務部)、自衛隊】</p> <p>(1) 災害派遣要請の要求依頼-----【市】</p> <p>市長は、地震の規模や収集した被害情報から判断し、次の災害派遣判断の要件の範囲に照らして必要があれば直ちに自衛隊の災害派遣を県知事に要求依頼する。</p> <p>【災害派遣判断の要件】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①公共性</p> <p>公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること</p> <p>②緊急性</p> <p>差し迫った必要性があること</p> <p>③非代替性</p> <p>自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと</p> </div> <p>(2) 災害派遣要請の手続き-----【市(総務部)】</p> <p>1) 市長は、当該地域に係る災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認める時は、資料編「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」により、県知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。</p> <p>2) 市長は前記 1) の依頼ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知し、速やかに県知事に対してその旨を通知するものとする。</p>

改 訂 前	改 訂 後														
	<p>(3) 災害派遣の活動範囲-----【自衛隊】</p> <p>自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難の援助</td> <td>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難者の捜索・救助</td> <td>行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水防活動</td> <td>堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行なう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消防活動</td> <td>火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">道路または水路の啓開</td> <td>道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。	水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行なう。	消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。	道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
項 目	内 容														
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。														
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。														
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。														
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行なう。														
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。														
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。														

改 訂 前	改 訂 後	
	応急医療、救護 及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行なうが、薬剤等は通常、防災関係機関の提供するものを使用するものとする。
	人員及び物資 の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行なう。
	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
	救援物資の無償 貸与または譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33.総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、または譲与する。
	危険物の保安 及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
	通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
	広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
	その他	その他臨機に必要なもので、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。
	<p>(4) 自衛隊との連絡-----【市(総務部)、自衛隊】</p> <p>市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把</p>	

改 訂 前	改 訂 後
	<p>握し、陸上自衛隊施設学校(警備課)または当該地域を担当する古河・霞ヶ浦分区(第1施設団長、古河駐屯地所在部隊)に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。</p>
<p>第3 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>鉄道災害が発生した場合に、迅速に捜索、救助・救急、医療及び消火活動が実施出来るように、活動体制等の確立を図る。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 救助・救急活動</p> <p>2 資機材の調達</p> <p>3 医療活動</p> <p>4 消火活動</p> </div> <p>■ 対策</p> <p>1 救助・救急活動-----</p> <p>----【市(総務部、保健福祉部)、下妻消防署、関東鉄道株式会社】</p> <p>鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。</p> <p>市及び下妻消防署は、県、警察、自衛隊等の関係機関と連携</p>	<p>第3 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>鉄道災害が発生した場合に、迅速に捜索、救助・救急、医療及び消火活動が実施できるように、活動の方針等を定める。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 救助・救急活動</p> <p>2 資機材の調達</p> <p>3 医療活動</p> <p>4 消火活動</p> </div> <p>■ 対 策</p> <p>1 救助・救急活動-----</p> <p>----【市(総務部、保健福祉部)、下妻消防署、関東鉄道】</p> <p>鉄道事業者は、事故・災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各防災関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。</p> <p>市及び下妻消防署は、県、警察等の防災関係機関と連携し、</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>し、傷病者等の救出・救助にあたるものとする。また、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請するものとする。また、消防機関は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、乗客、乗務員等の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急な被害状況の把握に努め、必要に応じ県に応援を要請するものとする。</p>	<p>早急な被害状況の把握に努め、乗客、乗務員等の救助・救急活動を迅速に行う。また、県は、必要に応じ、自衛隊、非常災害対策本部及び現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請するものとする。</p>
<p>2 資機材の調達----- -----【市(総務部)、下妻消防署、関東鉄道株式会社】</p> <p>消火及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。</p>	<p>2 資機材の調達----- -----【市(総務部)、下妻消防署、関東鉄道】</p> <p>消火及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。また、市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。</p>
<p>3 医療活動-----【市(保健福祉部)、県、医療関連機関】</p> <p>発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、地震災害対策計画編 第3章 第4節 第5「応急医療」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行うものとする。また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、地震災害対策計画編 第3章 第5節 第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。</p>	<p>3 医療活動-----【県、市(保健福祉部)、医療機関】</p> <p>市は、発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、関係する医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行うものとする。</p> <p>(1) 医療施設による医療活動-----【医療機関】</p> <p>被災地域内の国立病院機構病院、国立大学法人病院、公立病院、日赤病院及び災害拠点病院等は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリア</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>ージを効果的に実施する。</p> <p>(2) 医療救護チーム・DMAT等による医療活動----- -----【県、市(保健福祉部)、医療機関】</p> <p>1) 医療救護チーム・DMAT等の輸送</p> <p>医療救護チーム・DMAT等は、自らの移動手段の確保等に努めるものとする。</p> <p>市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、県が派遣する医療救護チーム・DMAT等の輸送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。</p> <p>2) 医療救護チーム・DMAT等の配置</p> <p>県DMAT調整本部及び県DPAT調整本部は、県及び市の災害対策本部等と調整の上、DMAT等を被災地等に派遣・配置する。</p> <p>また、県は、病院等から派遣されてきた医療救護チーム(日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、JMAT等)を、市災害対策本部等と協議しながら県保健福祉部及び保健所等において調整した上で、被災地の医療救護所、病院等に配置する。</p> <p>災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン は、調整・配置についての助言を行うものとする。</p> <p>3) 医療救護チームの業務</p> <p>医療救護チーム(日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、JMAT等)は、次の活動を実施する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>①被災者のスクリーニング(症状判別)</p> <p>②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供</p> <p>③医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定</p> <p>④死亡の確認</p> <p>⑤死体の検案</p> <p>⑥その他状況に応じた処置</p> <p>4) DMAT等の業務</p> <p>DMAT等は、被災地における活動（域内搬送病院内支援、現場活動を含む。）及び広域医療搬送を行う。</p> <p>当医療圏では、茨城県西部メディカルセンターにDMATが待機しており、県の要請を受け大規模災害時には現場に出動し、救急救命処置とトリアージ、さらに後方病院への迅速な搬送を担当することとなっている。</p> <p>5) 巡回相談チーム・ボランティアとの連携</p> <p>医療救護チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。</p> <p>(3) ドクターヘリの活用</p> <p>県及び基地病院は、被災地域等にドクターヘリを派遣し、救命医療及び患者の搬送を行う。</p> <p>(4) 医薬品等の供給</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>県及び市は、医療機関や救護所で活動している医療救護チームから医薬品等の供給要請があった場合は、茨城県医薬品卸業組合、日本産業・医療ガス協会関東支部または茨城県医療機器販売業協会に連絡し、流通備蓄している災害用品等を速やかに供給するものとする。また、輸血用血液製剤については、茨城県赤十字血液センターが供給する。</p> <p>なお、医薬品等の陸路での供給が困難な場合には、県は速やかにヘリコプターによる搬送の措置を講じる。</p> <p>(5) 精神保健医療体制</p> <p>1) 県（障害福祉課）は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）調整本部を厚生総務課内に設置し、原則として、精神科医療機関の現状、保健所や市が行う心のケア活動の情報収集、関係者への情報提供（F A X等）を一元的に行う。</p> <p>また、県（障害福祉課）及び精神保健福祉センターは、D P A Tと連絡・調整を行い、被災地の保健・医療の現況等に応じた心のケア活動の方針等を示す。D P A Tは、保健所、市、日赤こころのケアチーム、その他の防災関係機関との連携を図りながら、精神保健医療の支援にあたる。</p> <p>2) 保健所及び市は、連携して次のことを実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア フェイズ1～2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の健康相談、D P A Tによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時のD P A Tとの同行訪問 <p>イ フェイズ3（近隣の精神科医療機関による診療再開）</p> </div>

改 訂 前	改 訂 後
	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な対応が必要なケースの把握、対応、D P A T への情報提供 <p>ウ フェイズ4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問） ・P T S D（心的外傷後ストレス障害）への対応 <p>3) 保健所及び市は、特に、心理的サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子ども、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。</p> <p>(6) D P A Tの派遣要請</p> <p>県は市の要請もしくは必要に応じ、国や医療関係団体へD P A Tの派遣を要請する。D P A Tは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたり、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアも行う。</p> <p>(7) 精神科救急医療の確保-----【県】</p> <p>県は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入れ可能な医療機関の確認、オーバーベッドの許可、搬送の手続きなど、入院できるための体制を確保するものとする。</p> <p>こうした病状の悪化した精神障がい者を受入れる病床の確</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>4 消火活動-----【市(総務部)、下妻消防署】</p> <p>鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。</p> <p>下妻消防署は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、市のみでは十分な消火活動が困難と認めた場合、市長は周辺の消防機関による応援を要請するものとする。</p>	<p>保については、各医療機関と調整を行い、保健所、精神保健福祉センター等に情報の提供を行う。</p> <p>(8) 市町村における災害時のこころのケアへの対応</p> <p>1) 災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害、ASD）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）の情報や災害時の心的反応プロセスを、被災者や関係者に周知する。相談機関や相談窓口を明示し、必要な支援が得られるようにする。</p> <p>2) 災害直後から、見守りの必要があると思われる住民に対して、こころのチェックリスト等を用いてスクリーニングを行う。</p> <p>3) 医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回しているDPATの医師等に相談する。また、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげ、その後も継続して支援する。</p> <p>4 消火活動-----【市(総務部)、下妻消防署、関東鉄道】</p> <p>鉄道事業者は、事故・災害発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する各防災関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。</p> <p>下妻消防署は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、市のみでは十分な消火活動が困難と認めた場合、市長は周辺の消防機関の応援を要請するものとする。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>第4 避難勧告・指示・誘導</p> <p>地震災害対策計画編 第3章 第4節 第2「避難勧告・指示・誘導」を準用する。</p>	<p>第4 避難指示、誘導</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長は防災関係機関の協力を得て、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で「高齢者等避難」の伝達を行い、また、安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。</p> <p>2 留意事項点</p> <p>(1) 迅速かつ的確な情報収集</p> <p>避難情報発令の決定に際して必要な情報を、迅速かつ的確に収集する。災害時にはこれらの情報は市よりも消防や警察に集まりやすいため、これらの防災関係機関との連携を密にして情報収集に遺漏がないようにする必要がある。</p> <p>(2) 防災関係機関の協力</p> <p>混乱なく速やかに避難を実施するためには、市、消防、警察、その他機関の足なみが揃っている必要があり、情報の共有化の徹底を図ることが必要である。</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>(3) 要配慮者に配慮した避難誘導</p> <p>避難は地域住民（自主防災組織）、ボランティアなどの協力を得て、地域の全員が安全に行うことが重要である。そのためには、高齢者、病弱者、乳幼児、障がい者、外国人等の要配慮者への配慮が必要である。</p> <p>3 対策活動項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難情報の発令 2 警戒区域の設定 3 避難の誘導 4 指定緊急避難場所 5 広域避難（広域一時滞在） </div> <p>■ 対 策</p> <p>1 避難情報の発令</p> <p>(1) 避難が必要となる災害</p> <p>地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては、次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適時適切に避難指示等を伝達する。</p> <p>また、必要に応じ、高齢者等避難開始を適切に出すように努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・地震による建物倒壊 <li style="width: 50%;">・がけ崩れ、地すべり <li style="width: 50%;">・地震水害（河川、ため池等） <li style="width: 50%;">・延焼火災 </div>

改 訂 前	改 訂 後
	<div data-bbox="1196 244 1895 292" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>・危険物漏洩えい（毒劇物、爆発物） ・その他</p> </div> <p>(2) 避難情報の発令</p> <p>-----【県、市（総務部、保健福祉部）、下妻警察署、自衛隊】</p> <p>市長は、火災、がけ崩れ、ため池の決壊、洪水等の事態が発生し、または発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認める時は、危険地域の住民に対し、速やかに避難及び立退きの指示等を行う。</p> <p>また、市長は、必要に応じ、立ち退きの指示等の前の段階で、住民に立退きの準備、または立ち退きに時間を要する者に対して早期に立退きを実施するよう促す。</p> <p>なお、市は、避難情報を発令する際に、国または県に必要な助言を求めることができる。</p> <p>また、市は、躊躇なく避難情報避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時において優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>1) 警察官</p> <p>警察官は、地震に伴う災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長が指示できないと認める時、または市長から要求があった時、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認める時は、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示するものとする。</p>

改 訂 前	改 訂 後																										
	<p>2) 自衛官</p> <p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいない時は、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。</p> <p>【避難情報と居住者等がとるべき行動等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難情報等</th> <th>発令される状況</th> <th>とるべき行動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3 高齢者等避難</td> <td>災害のおそれあり</td> <td>危険な場所から高齢者等は避難</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 避難指示</td> <td>災害のおそれ高い</td> <td>危険な場所から全員避難</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5 緊急安全確保</td> <td>災害発生又は切迫</td> <td>命の危険 直ちに安全確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>【避難情報の発令実施者】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発令実施者</th> <th>発令実施の要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 長</td> <td>・市民の生命、身体に危険を及ぼすと認められる時</td> <td rowspan="2">災害対策基本法第60条</td> </tr> <tr> <td>県知事</td> <td>・市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった時</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>・市長が指示できないと認める時 ・市長から要求があった時 ・住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認める時</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>・（災害派遣を命ぜられた部隊</td> <td>自衛隊法第94</td> </tr> </tbody> </table>	避難情報等	発令される状況	とるべき行動等	警戒レベル3 高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	警戒レベル4 避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	警戒レベル5 緊急安全確保	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保	発令実施者	発令実施の要件	根拠法令	市 長	・市民の生命、身体に危険を及ぼすと認められる時	災害対策基本法第60条	県知事	・市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった時	警察官	・市長が指示できないと認める時 ・市長から要求があった時 ・住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認める時	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	自衛官	・（災害派遣を命ぜられた部隊	自衛隊法第94
避難情報等	発令される状況	とるべき行動等																									
警戒レベル3 高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難																									
警戒レベル4 避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難																									
警戒レベル5 緊急安全確保	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保																									
発令実施者	発令実施の要件	根拠法令																									
市 長	・市民の生命、身体に危険を及ぼすと認められる時	災害対策基本法第60条																									
県知事	・市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった時																										
警察官	・市長が指示できないと認める時 ・市長から要求があった時 ・住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認める時	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条																									
自衛官	・（災害派遣を命ぜられた部隊	自衛隊法第94																									

改 訂 前	改 訂 後		
		の自衛官) 危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいない時	条
	消防長または消防署長	・ガス、火薬等事故の火災により、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められる時	消防法第23条の2
	水防管理者	・洪水等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる時	水防法第29条
	<p>(3) 避難情報の内容-----【市(総務部)、下妻警察署、自衛官】</p> <p>避難情報(緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難)の発令は、次の内容を明示して実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①要避難(準備)対象地域</p> <p>②避難先及び避難経路</p> <p>③避難情報(緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難)の発令の理由</p> <p>④その他必要な事項</p> </div>		
	<p>(4) 避難措置の周知-----【市(総務部)、下妻警察署、自衛官】</p> <p>1) 住民への周知徹底</p> <p>避難情報を発令した者は、速やかにその旨を住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、次により周知を行うこととし、視聴覚障がい者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止</p>		

改 訂 前	改 訂 後
	<p>する。</p> <p>①直接的な周知として、市防災行政無線、広報車、Ｌアラート、ホームページ及びメール等を活用する。また、これによる避難呼びかけの際には、住民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。</p> <p>②間接的な周知として、報道機関等の協力を得て、テレビやラジオ等により広報する。また、市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者を含めた住民への周知漏れを防ぐ。</p> <p>2) 防災関係機関相互の連絡</p> <p>避難情報を発令、及び解除した者は、その旨を防災関係機関に連絡し、現場での情報の混乱を未然に防止を図る。</p> <p>また、避難情報避難勧告等の解除にあたっては、十分に安全性の配慮に努めるものとする。</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>(1) 警戒区域の設定-----【市(総務部)、下妻消防署】</p> <p>市長は、避難が必要となる災害の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、または退去を命ずる。</p> <p>1) 警察官</p> <p>市長またはその職権を行う吏員が現場にいない場合、または、これらの者から要請があった場合、警察官は、市長の権</p>

改 訂 前	改 訂 後															
	<p>限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。</p> <p>2) 自衛官 災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。</p> <p>3) 消防職員 消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができ（消防法第28条及び水防法第21条）。</p> <p>【警戒区域設定者】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設定権者</th> <th>警戒区域設定の要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市 長</td> <td>市民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める時</td> <td>災害対策基本法第63条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警察官</td> <td>市長もしくはその委任を受けて法令に規定する市長の職権を行なう市職員が現場にいない時、またはこれらの者から要求があった時</td> <td>災害対策基本法第63条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自衛官</td> <td>(災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官) 市長其他法令に規定する市長の職権を行うことができる市職員や警察官がその場にいない場合に限る。</td> <td>災害対策基本法第63条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消防職員</td> <td>火災の現場においては、消防吏員または消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域から</td> <td>消防法第28条</td> </tr> </tbody> </table>	設定権者	警戒区域設定の要件	根拠法令	市 長	市民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める時	災害対策基本法第63条	警察官	市長もしくはその委任を受けて法令に規定する市長の職権を行なう市職員が現場にいない時、またはこれらの者から要求があった時	災害対策基本法第63条	自衛官	(災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官) 市長其他法令に規定する市長の職権を行うことができる市職員や警察官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法第63条	消防職員	火災の現場においては、消防吏員または消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域から	消防法第28条
設定権者	警戒区域設定の要件	根拠法令														
市 長	市民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める時	災害対策基本法第63条														
警察官	市長もしくはその委任を受けて法令に規定する市長の職権を行なう市職員が現場にいない時、またはこれらの者から要求があった時	災害対策基本法第63条														
自衛官	(災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官) 市長其他法令に規定する市長の職権を行うことができる市職員や警察官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法第63条														
消防職員	火災の現場においては、消防吏員または消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域から	消防法第28条														

改 訂 前	改 訂 後		
		の退去を命じ、またはその区域への出入を禁止しもしくは制限することができる。	
	水防管理者	水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員または消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
	<p>(2) 警戒区域設定の周知-----【市(総務部)、下妻警察署、自衛官】 警戒区域の設定を行った者は、避難情報と同様に、市民への周知及び防災関係機関への連絡を行う。</p> <p>3 避難の誘導</p> <p>(1) 避難誘導の方法-----</p> <p>-----【市(総務部、保健福祉部)、下妻警察署、下妻消防署】 市、警察、その他が行う避難誘導は、市民の安全のため次の事項に留意して速やかに行う。 特に、要配慮者が円滑に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。</p> <p>1) 指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めること 2) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新</p>		

改 訂 前	改 訂 後
	<p>たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること</p> <p>3) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること</p> <p>4) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること</p> <p>5) 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障がい者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること</p> <p>6) 避難誘導は受入れ先での救援物資の配給等を考慮して、できれば自治区等の単位で行うこと</p> <p>(2) 住民の避難対応-----【住民】</p> <p>1) 避難の優先 避難にあたっては、病弱者、高齢者（WHOでは65歳以上と定義）、障がい者等の避難を優先する。</p> <p>2) 携行品の一例 緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、タオル、ティッシュペーパー、マスク等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。</p> <p>4 指定緊急避難場所-----【市（総務部）】</p> <p>市は、災害発生時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>場所等を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>5 広域避難（広域一時滞在）-----【国、県、市（総務部）】</p> <p>市は、市域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害発生時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>また、市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合においては、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。</p> <p>県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがない時は、市町村の要求を待つことなく、広域一時滞在のための要求協議を市に代わって行うものとする。</p> <p>国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市から要求を待ついとまがない時は、市の要求を待つことなく、県に代わって、国</p>

改 訂 前	改 訂 後
	が広域一時滞在のための協議を行うものとする。
<p>第5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動----- -----【市（関係各部）、関東鉄道株式会社】</p> <p>緊急輸送に当たっては、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。また、市は、必要に応じて、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うことを警察に対して要請するものとする。なお、交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、他の鉄道事業者においては、可能な限り代替輸送について協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動----- -----【市（関係各部）、関東鉄道ほか防災関係機関】</p> <p>市は、現場の警察官、防災関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。また、市は、必要に応じて、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を警察に対して要請する。なお、交通規制にあたっては、防災関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>鉄道事業者は、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、他の鉄道事業者等においては、可能な限り代替輸送について協力するよう努めるものとする。</p>
<p>第6 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>関係者等への的確な情報伝達については、地震災害対策計画編 第3章 第2節 第3「災害情報の広報」に準ずるほか次により実施する。</p>	<p>第6 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>関係者等への的確な情報伝達については、地震災害対策計画編 第3章 第2節 第3「災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1 情報伝達活動</p> <p>2 関係者からの問い合わせに対する対応</p> </div> <p>■ 対策</p> <p>1 情報伝達活動――【市(総務部)、放送事業者、通信社、新聞社】</p> <p>鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。</p> <p>【提供する情報】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道災害の状況 ・ 旅客及び乗務員等の安否情報 ・ 医療機関等の情報 ・ 関係機関の災害応急対策に関する情報 ・ 施設等の復旧状況 ・ 避難の必要性等、地域に与える影響 ・ その他必要な事項 </div> <p>2 関係者からの問い合わせに対する対応――【市(総務部)】</p> <p>市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合</p>	<p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1 情報伝達活動</p> <p>2 関係者からの問い合わせに対する対応</p> </div> <p>■ 対 策</p> <p>1 情報伝達活動-----【市(総務部)、日本放送協会、茨城放送、茨城新聞社】</p> <p>市は、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、防災関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。</p> <p>【提供する情報】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道災害の状況 ・ 旅客及び乗務員等の安否情報 ・ 医療機関等の情報 ・ 防災関係機関の災害応急対策に関する情報 ・ 施設等の復旧状況 ・ 避難の必要性等、地域に与える影響 ・ その他必要な事項 </div> <p>2 関係者からの問い合わせに対する対応――【市(総務部)】</p> <p>市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。</p>
<p>第7 防疫及び遺体の処理----- -----【市(市民部、保健福祉部、県、医療関連機関)】</p> <p>発災時の防疫及び遺体の処理については、地震災害対策計画編 第3章 第7節 第4「清掃・防疫・障害物の除去」及び同節 第5「行方不明者の捜索」に準じて実施する。</p>	<p>第7 防疫及び遺体の処理</p> <p>1 災害廃棄物の処理-----【市(市民部)】</p> <p>(1) ごみ処理</p> <p>1) 作業体制の確保</p> <p>市は、ごみ処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、近隣市町、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。</p> <p>2) 処理対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①状況把握</p> <p>市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。</p> <p>②市民への広報</p> <p>市は、速やかにごみの分別方法や収集方法、仮置き場の利用方法を定めて市民に広報する。</p> <p>③処理の実施</p> <p>市は、速やかに仮置き場を設置し災害時のごみを適正に管理するとともに、災害時のごみを可能な限り再生利用するため分別を徹底する。</p> <p>また、収集運搬車両を確保し、災害時のごみの収集運</p> </div>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>搬を効率的に行う。</p> <p>(2) し尿処理-----【市(市民部)】</p> <p>1) 作業体制の確保</p> <p>市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行う。</p> <p>2) 処理対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①状況把握</p> <p>市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。</p> <p>②市民への指導</p> <p>水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導する。</p> <p>③処理の実施</p> <p>市は、必要に応じて避難所、または地区毎に仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。</p> </div> <p>2 防 疫</p> <p>(1) 防疫組織の設置-----【市(市民部、保健福祉部)】</p> <p>市は、防疫関係の組織をつくとともに、必要な教育訓練</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>を行う。</p> <p>(2) 防疫措置情報の収集・報告----- -----【県、市(市民部、保健福祉部)、医療機関】 市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。</p> <p>また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。</p> <p>なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。</p> <p>(3) 防疫計画及び対応策-----【市(市民部、保健福祉部)】 市は、地理的、環境的諸条件や被害の状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立しておく。</p> <p>災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。</p> <p>(4) 消毒薬品・器具機材等の調達----- -----【県、市(市民部、保健福祉部)、薬業団体】</p>

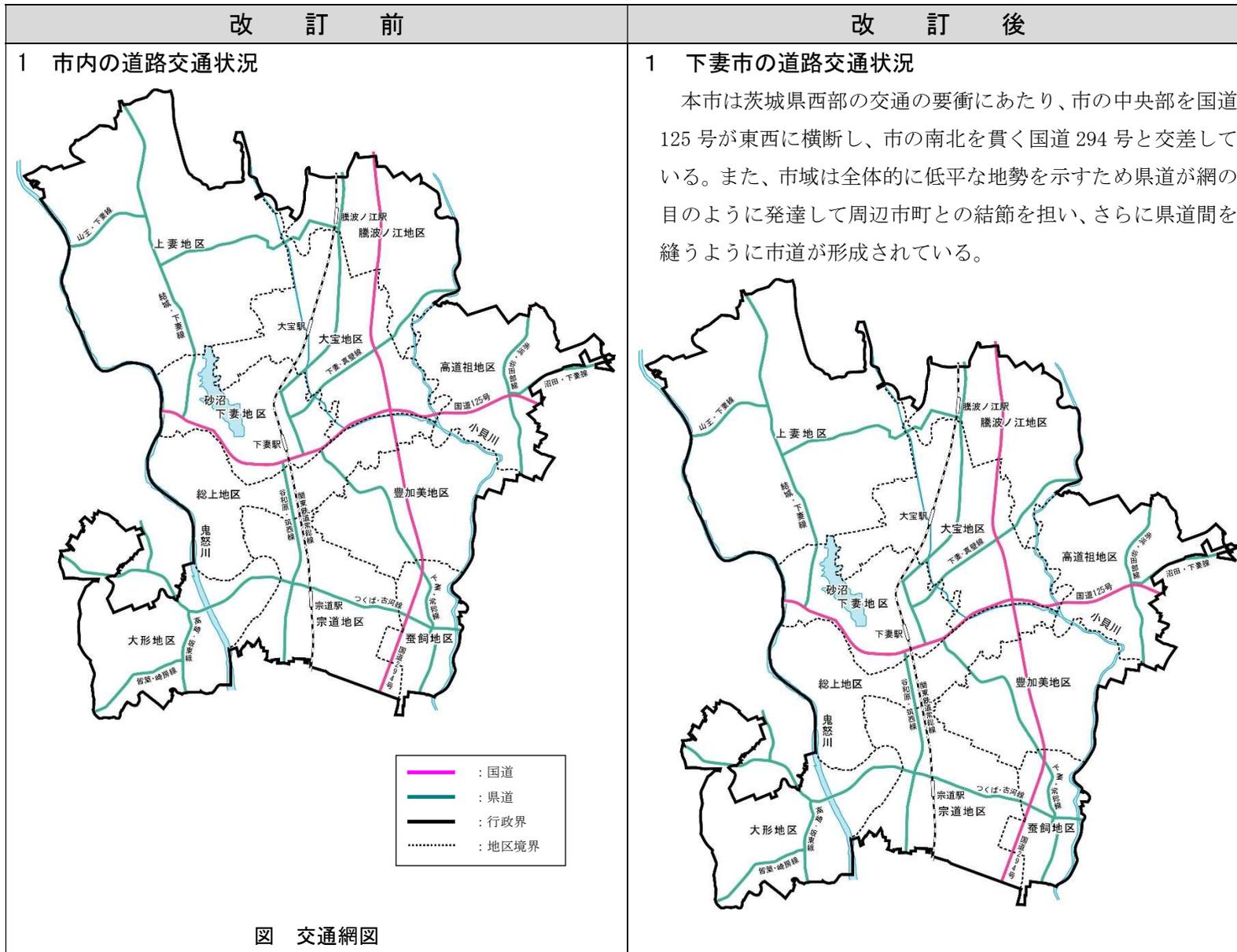
改 訂 前	改 訂 後
	<p>市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び県、近隣市町などの協力を求める。</p> <p>(5) 防疫措置等の実施-----【県、市(市民部、保健福祉部)】</p> <p>県は、市の実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班等により、次の事項を行う。</p> <p>また、被災状況に応じ、自衛隊に対して防疫活動を要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 被害状況の調査及び市町村指導 2) 積極的疫学調査 3) 避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導 4) 井戸水の消毒指導 5) その他の防疫措置に必要な事項市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。 <p>市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。</p> <p>3 遺体の処理</p> <p>遺体の処理は市が実施するものとする。ただし、救助法を適用した時には県及びその委任を受けた市町村が行う。</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>遺体が多数にのぼる等、市で対応が困難な場合には、県は市からの要請に基づき、周辺市町に応援を要請するものとする。</p> <p>県内での対応が困難な場合は、県は近県に応援の要請を行うものとする。</p> <p>また、県が行う遺体の処理は、日本赤茨城県支部と締結した委託契約に基づき、日本赤茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。</p> <p>上記での対応が困難な場合は、国、その他防災関係機関の応援を得て実施するものとする。</p> <p>(1) 遺体の洗浄・縫合・消毒-----【県、市(市民部)】</p> <p>災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、救護班は、人心の安定上、腐敗防止または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。</p> <p>(2) 検 案-----【県、医療機関】</p> <p>検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、または、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について、死因やその他の医学的検査を行うことである。</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>検案は、救護班により実施する。ただし、遺体が多数の場合等で救護班のみで十分な対応が困難な場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。また、県（保健福祉部）、日赤茨城県支部、関東信越地方医務局等は救護班の検案活動に協力するものとする。</p> <p>(3) 遺体の収容（安置）、一時保存-----【県、市(市民部)】</p> <p>検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所（安置所）に収容する。</p> <p>1) 遺体収容所（安置所）の設置</p> <p>市は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。</p> <p>被害が集中した場合には遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町は、設置、運営に協力する。</p> <p>2) 棺の確保</p> <p>市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。</p> <p>県は必要に応じ、全国霊柩自動車協会との災害時応援協定に基づき、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保するとともに、製氷業者等との協力体制の確保に努める。</p> <p>3) 身元不明遺体の集中安置</p> <p>市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有す</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>る場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。</p> <p>4) 身元確認</p> <p>市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納官する。また、埋火葬許可証を発行する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>第3章 道路災害対策</p> <p>本計画は、市内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、道路等の構造物の被災による大規模事故の未然防止、被害の軽減及び復旧のために関係機関がとるべき対策について定める。</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害予防</p> <p>道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。</p> <p>第1 下妻市の道路交通状況の把握</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨 下妻市の道路概況を整理する。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 市内の道路交通状況</p> <p>2 市内の道路網</p> </div> <p>■ 対策</p>	<p>第3章 道路災害対策</p> <p>本計画は、市内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、道路等の構造物の被災による大規模事故の未然防止、被害の軽減及び復旧のために、防災関係機関がとるべき対策について定める。</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害予防</p> <p>道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、防災関係機関は次の対策を講じる。</p> <p>第1 下妻市の道路交通状況の把握</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨 下妻市の道路概況を整理する。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 下妻市の道路交通状況</p> </div> <p>■ 対 策</p>



改 訂 前	改 訂 後
<p>2 市内の道路網</p> <p>本市は茨城県西部の交通の要衝に当たり、市域中央部を国道294号が南北に縦断しており、市域東西を結ぶ国道125号と交差している。市域は全体的に低平な地勢を示すため、その他の道路網も良く発達しており、県道が網の目のように発達して周辺市町との結節を担い、さらに県道間を縫うように市道が発達している。</p>	<div style="text-align: right;">  </div> <p style="text-align: center;">図 交通網図</p>
<p>第2 道路交通の安全のための情報の充実</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>道路災害の発生を予防するために、気象情報の伝達体制の確保や、事故防止に関する知識の普及に努める。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 気象情報の伝達</p> <p>2 道路の異常に関する情報の収集・伝達</p> </div> <p>■ 対策</p> <p>1 気象情報の伝達-----</p> <p>-----【市（経済建設部）、道路管理者、水戸地方気象台】</p> <p>市及び道路管理者は、水戸地方気象台が発表する道路災害に関する情報を有効に利活用できるよう、体制を整える。</p>	<p>第2 道路交通の安全のための情報の充実</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>道路災害の発生を予防するために、気象情報の伝達体制の確保や、事故防止に関する知識の普及に努める。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 気象情報の伝達</p> <p>2 道路の異常に関する情報の収集・伝達</p> </div> <p>■ 対 策</p> <p>1 気象情報の伝達-----</p> <p>-----【市（建設部）、道路管理者、水戸地方気象台】</p> <p>市及び道路管理者は、水戸地方気象台が発表する道路災害に関する情報を有効に利活用できるよう、体制を整える。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>水戸地方気象台は、道路交通安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表すると同時に、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制、施設及び設備の充実を図るものとする。</p> <p>2 道路の異常に関する情報の収集・伝達----- -----【市(経済建設部)、道路管理者】</p> <p>市及び道路管理者は、道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者とその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。また、市は、県の交通情報提供体制に準じた情報の収集・提供体制を構築するよう努める。</p>	<p>水戸地方気象台は、道路交通安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表すると同時に、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制、施設及び設備の充実を図るものとする。</p> <p>2 道路の異常に関する情報の収集・伝達----- -----【市(建設部)、道路管理者】</p> <p>市及び道路管理者は、以下の体制の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制 ・異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者とその情報を迅速に提供する体制 <p>また、市は、県の交通情報提供体制に準じた情報の収集・提供体制を構築するよう努める。</p>
<p>第3 道路施設等の管理と整備</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>道路災害の発生を予防するために、日頃から道路施設等の点検等の管理と整備を行う。</p> <p>2 対策項目</p>	<p>第3 道路施設等の管理と整備</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>道路災害の発生を予防するために、日頃から道路施設等の点検等の管理と、必要に応じた整備を行う。</p> <p>2 対策項目</p>

改 訂 前	改 訂 後
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 1 管理する施設の巡回及び点検 2 安全性向上のための対策の実施 </div> <p>■ 対策</p> <p>1 管理する施設の巡回及び点検----- -----【市(経済建設部)、道路管理者】</p> <p>市及び道路管理者は、道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な地震、大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施するものとする。</p> <p>2 安全性向上のための対策の実施----- -----【市(経済建設部)、道路管理者】</p> <p>市及び道路管理者は安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 1 管理する施設の巡回及び点検 2 安全性向上のための対策の実施 </div> <p>■ 対策</p> <p>1 管理する施設の巡回及び点検----- -----【市(建設部)、道路管理者】</p> <p>市及び道路管理者は、道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回及び点検を実施する。特に、大規模な地震、大雨、洪水などの直後は、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施するものとする。</p> <p>2 安全性向上のための対策の実施----- -----【市(建設部)、道路管理者】</p> <p>市及び道路管理者は安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施する。</p>
<p>第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>道路災害が発生した場合の応急対策、災害復旧への備えについて予め定め、被害の拡散防止に努める。</p> <p>2 対策項目</p>	<p>第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>道路災害が発生した場合の応急対策、災害復旧への備えについてあらかじめ定め、被害の拡散防止に努める。</p> <p>2 対策項目</p>

改 訂 前	改 訂 後
<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・連絡体制の整備 2 災害応急体制の整備 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え 4 緊急輸送活動への備え 5 危険物等の流出時における防除活動への備え 6 関係者等への的確な情報伝達活動への備え 7 防災訓練の実施 8 応急対策のための資機材等の整備、備蓄 9 災害復旧への備え <p>■ 対策</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備-----</p> <p>-----【市(経済建設部)、道路管理者】</p> <p>市及び道路管理者は、道路施設の事故及び緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。</p> <p>(1) 情報の収集・連絡-----【市(経済建設部)、道路管理者】</p> <p>市は、県その他道路管理者間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>市は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・連絡体制の整備 2 災害応急体制の整備 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え 4 緊急輸送活動への備え 5 危険物等の流出時における防除活動への備え 6 関係者等への的確な情報伝達活動への備え 7 防災訓練の実施 8 応急対策のための資機材等の整備、備蓄 9 災害復旧への備え <p>■ 対策</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 情報の収集・連絡-----【市(建設部)、道路管理者】</p> <p>市は、県その他道路管理者間において、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。</p> <p>また、市及び道路管理者は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>(2) 情報の分析整理-----【市(総務部、経済建設部)】 市は、発災時に県の行う情報分析に協力できるよう体制を整える。</p> <p>(3) 通信手段の確保----【市(総務部)、下妻消防署、道路管理者】 非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については、地震災害対策計画編 第2章 第1節 第4「情報通信ネットワークの整備」を準用する。</p>	<p>(2) 情報の分析整理-----【市(総務部、建設部)】 市は、発災時に県の行う情報分析に協力できるよう体制を整える。</p> <p>(3) 通信手段の確保----【市(総務部)、下妻消防署、道路管理者】</p> <p>1) 防災行政無線 市は、市民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム(同報無線、移動無線、戸別受信機等)及び携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。</p> <p>2) 市防災メール 市は、市域全体を対象に災害・避難情報等の緊急防災情報を提供する市防災メールの普及やPRに努める。</p> <p>3) 消防無線 いばらき消防指令センターと茨城県防災情報ネットワークシステムを接続することにより、大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で、無線により、直接、連絡調整を行うことができる。下妻消防署は、特に、広域応援体制による消火活動が円滑に実施できるよう消防無線の運用に努める。</p> <p>4) 災害時の優先通信 市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録情報について管理し、関係機関との情報共有を図</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の体制-----【市(各部)】</p> <p>市は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、市の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。また、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制----- -----【市(総務部)、県、道路管理者、防災関係機関】</p> <p>災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、県や道路管理者等との間に、応急活動及び復旧活動に関して、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。</p> <p>本市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っ</p>	<p>る。</p> <p>5) 防災情報ネットワーク</p> <p>県の防災情報ネットワークシステムの構築を踏まえ、市においても防災情報のデータベース化、情報収集、伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の体制-----【市(各部)】</p> <p>市は、実情に即した職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じて、市の実情を踏まえた応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。また、災害発生直後における車両の運転者及び同乗者の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制----- -----【県、市(総務部)、道路管理者、防災関係機関】</p> <p>災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、県や道路管理者等との間に、応急活動及び復旧活動に関して、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。</p> <p>本市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的な連携体制の強化を図っていく。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>ていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部) <p>3 救助・救急、医療及び消火活動への備え</p> <p>(1) 救助・救急活動への備え-----</p> <p>-----【市(総務部、保健福祉部)、下妻消防署】</p> <p>災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの機関の実情に応じ、救助・救急活動要資材、車両、の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 医療活動への備え----【市(保健福祉部)、県、医療関連機関】</p> <p>災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、地震災害対策計画編 第2章 第3節 第3「医療救護活動への備え」に準ずる。</p> <p>(3) 消火活動への備え-----【下妻消防署】</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部) </div> <p>3 救助・救急、医療及び消火活動への備え</p> <p>(1) 救助・救急活動への備え-----</p> <p>-----【県、市(総務部、保健福祉部)、下妻消防署】</p> <p>各防災関係機関は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの機関の実情に応じ、救助・救急活動用資材、車両等の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 医療活動への備え----【県、市(保健福祉部)、医療関連機関】</p> <p>市は、病院に対して、災害時に必要な医薬品、医療用品等の備蓄を要請するとともに、災害時に必要な医薬品、医療用品等を調達するため、あらかじめ医薬品・医療用品等の販売事業者と協定の締結に努める。</p> <p>また、市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。医療関係団体は、市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとし、さらに、協議会の設置または会議等を通じ、平常時より相互の連携を図る。</p> <p>(3) 消火活動への備え-----【下妻消防署】</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>平常時より消防機関及び道路管理者等は、機関相互間の連携の強化を図るものとする。</p> <p>4 緊急輸送活動への備え----【市(経済建設部)、道路管理者】</p> <p>信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。</p> <p>また、道路災害時の交通誘導を適切に実施するものとし、必要に応じ「災害時における交通誘導・警戒業務に関する協定」(平成9年7月2日締結)に基づき、警備業者の協力を得て災害時の交通誘導を円滑に実施するとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。</p> <p>5 危険物等の流出時における防除活動への備え -----【市(経済建設部)、下妻警察署、道路管理者】</p> <p>市及び道路管理者は、道路搬送途上における危険物等流出事故の備えについては、危険物等災害対策計画に定める予防対策を準用するものとする。</p> <p>6 関係者等への的確な情報伝達活動への備え----- -----【市(総務部)】</p> <p>市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。</p>	<p>消防署、消防団及び道路管理者等は、平常時より機関相互間の連携の強化を図るものとする。</p> <p>4 緊急輸送活動への備え---【市(建設部)、道路管理者】</p> <p>市及び各道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。</p> <p>また、災害時の交通規制を円滑に行うため、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について、平常時から周知を図るものとする。</p> <p>5 危険物等の流出時における防除活動への備え----- -----【市(建設部)、下妻警察署、道路管理者】</p> <p>道路輸送途上における危険物等流出事故への備えについては、第4章「危険物等災害対策」に定める予防対策を準用するものとする。</p> <p>6 関係者等への的確な情報伝達活動への備え----- -----【市(総務部)】</p> <p>市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>7 防災訓練の実施-----【市(総務部)】</p> <p>大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努めるものとする。</p>	<p>7 防災訓練の実施-----【市(総務部)】</p> <p>市は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、危険物の大量流出等あらゆる被害を想定し、防災関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努めるものとする。</p>
<p>8 応急対策のための資機材等の整備、備蓄-----</p> <p>-----【市(総務部)、道路管理者】</p> <p>市及び道路管理者は、大規模な事故災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>8 応急対策のための資機材等の整備、備蓄-----</p> <p>-----【市(総務部、建設部)、道路管理者】</p> <p>市及び道路管理者は、大規模な事故・災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>9 災害復旧への備え-----【市(経済建設部)、道路管理者】</p> <p>市及び道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。</p>	<p>9 災害復旧への備え-----【市(経済建設部)、道路管理者】</p> <p>市及び道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。</p>
<p>第5 防災知識の普及-----【市(総務部)、道路管理者】</p> <p>市及び道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。</p>	<p>第5 防災知識の普及-----【市(総務部)、道路管理者】</p> <p>市及び道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>第6 再発防止対策の実施-----【市（総務部）、道路管理者】</p> <p>市及び道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。</p>	<p>第6 再発防止対策の実施-----</p> <p>-----【市（総務部、建設部）、道路管理者】</p> <p>市及び道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえた再発防止対策を実施する。</p>
<p>第3章 道路災害対策 第2節 災害応急対策</p> <p>道路災害が発生した場合に、被害を最小限のとどめるため、市及び関係機関・団体は次の対策を講じる。</p> <p>第1 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>大規模な道路災害が発生した場合の情報の収集・連絡計画を定める。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">1 災害情報の収集・連絡</div> <p>■ 対策</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 道路災害情報等の収集連絡</p>	<p>第3章 道路災害対策 第2節 災害応急対策</p> <p>道路災害が発生した場合に、被害を最小限のとどめるため、市及び防災関係機関・関係団体は次の対策を講じる。</p> <p>第1 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>大規模な道路災害が発生した場合の情報の収集・連絡計画を定める。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">1 災害情報の収集・連絡</div> <p>■ 対 策</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 道路災害情報等の収集連絡</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>1) 発見者の措置-----【発見者】 道路災害の発生を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防吏員または道路管理者に通報しなければならないものとする。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。</p> <p>2) 道路管理者の措置-----【市(経済建設部)、道路管理者】 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、または発生する恐れがある場合は速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所、県に連絡するものとする。</p> <p>3) 県の措置-----【県】 国土交通省常陸河川国道事務所から受けた情報を関係市町村及び関係機関等へ連絡するものとする。また、大規模な道路災害の発生等に関する連絡を受けた場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な災害規模に関する概括的な情報を収集し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ国土交通省に連絡するものとする。</p> <p>4) 市の措置-----【市(総務部)】 大規模な道路災害の発生または発生する恐れに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告するものとする。</p>	<p>1) 発見者の措置 道路災害の発生を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防吏員または道路管理者に通報しなければならないものとする。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。</p> <p>2) 道路管理者の措置-----【市(建設部)、道路管理者】 道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、または発生するおそれがある場合は速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所、県に報告するものとする。</p> <p>3) 県の措置-----【県】 国土交通省常陸河川国道事務所から受けた情報を関係市町村及び防災関係機関等へ連絡するものとする。また、大規模な道路災害の発生等に関する連絡・報告を受けた場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な災害規模に関する概括的な情報を収集し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ国土交通省に報告するものとする。</p> <p>4) 市の措置-----【市(総務部)】 大規模な道路災害の発生または発生するおそれに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告するものとする。</p>

改 訂 前	改 訂 後																																				
<p>(2) 道路災害情報等の収集・連絡系統</p> <p>道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。</p> <p>※ 市消防署 の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。</p> <p>【連絡先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>担 当 部 署</th> <th>電話番号(夜間・休日の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防庁</td> <td>応急対策室</td> <td>03-5253-7527〔宿直室 03-5253-7777〕</td> </tr> <tr> <td>国土交通省常陸河川国道事務所</td> <td>道路管理第二課</td> <td>029-244-6346 (同 左)</td> </tr> <tr> <td>茨城県</td> <td>防災・危機管理課</td> <td>029-301-2879 (同 左)</td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> <td>警備課</td> <td>029-301-0110 内線 5751 (総合当直)</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)関東支社</td> <td>事業統括チーム</td> <td>03-5828-8642 (岩槻道路管制センター 048-758-4035)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	担 当 部 署	電話番号(夜間・休日の場合)	消防庁	応急対策室	03-5253-7527〔宿直室 03-5253-7777〕	国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-244-6346 (同 左)	茨城県	防災・危機管理課	029-301-2879 (同 左)	茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直)	東日本高速道路(株)関東支社	事業統括チーム	03-5828-8642 (岩槻道路管制センター 048-758-4035)	<p>(2) 道路災害情報等の収集・連絡系統</p> <p>道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。</p> <p>※ 市消防署 の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。</p> <p style="text-align: center;">表 連絡先一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>担当部署</th> <th>電話番号(夜間・休日の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防庁</td> <td>応急対策室</td> <td>03-5253-7527 (宿直室 03-5253-7777)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省常陸河川国道事務所</td> <td>道路管理第二課</td> <td>029-244-4073 (同 左)</td> </tr> <tr> <td>茨城県</td> <td>消防安全課</td> <td>029-301-2896 (防災・危機管理課 029-301-2885)</td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> <td>警備課</td> <td>029-301-0110 内線 5751 (総合当直)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	担当部署	電話番号(夜間・休日の場合)	消防庁	応急対策室	03-5253-7527 (宿直室 03-5253-7777)	国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-244-4073 (同 左)	茨城県	消防安全課	029-301-2896 (防災・危機管理課 029-301-2885)	茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直)			
機 関 名	担 当 部 署	電話番号(夜間・休日の場合)																																			
消防庁	応急対策室	03-5253-7527〔宿直室 03-5253-7777〕																																			
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-244-6346 (同 左)																																			
茨城県	防災・危機管理課	029-301-2879 (同 左)																																			
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直)																																			
東日本高速道路(株)関東支社	事業統括チーム	03-5828-8642 (岩槻道路管制センター 048-758-4035)																																			
機関名	担当部署	電話番号(夜間・休日の場合)																																			
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 (宿直室 03-5253-7777)																																			
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-244-4073 (同 左)																																			
茨城県	消防安全課	029-301-2896 (防災・危機管理課 029-301-2885)																																			
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直)																																			

改 訂 前	改 訂 後																
<p>第2 活動体制の確立</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>道路災害が発生した場合の市等の活動体制を定め、災害時に的確な対応体制を確立する。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 市の活動体制</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>3 道路管理者の活動体制</p> <p>4 広域的な応援体制</p> <p>5 自衛隊の災害派遣</p> </div> <p>■ 対策</p> <p>1 市の活動体制</p> <p>(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容</p> <p>職員配備の決定基準は、道路災害の状況等により次のとおり定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">体 制</th> <th style="width: 20%;">基 準</th> <th style="width: 15%;">配 備 人 員</th> <th style="width: 55%;">災害対策本部等の設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">警戒体制 (事前配備)</td> <td>道路災害により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合、道路上での重大事故</td> <td style="text-align: center;">あらかじめ定める防災関係職員</td> <td style="text-align: center;">災害警戒本部を設置する。</td> </tr> </tbody> </table>	体 制	基 準	配 備 人 員	災害対策本部等の設置	警戒体制 (事前配備)	道路災害により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合、道路上での重大事故	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒本部を設置する。	<p>第2 活動体制の確立</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>道路災害が発生した場合の市等の職員動員配備体制等を定め、災害時に的確な活動体制を確立する。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 市の活動体制</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>3 道路管理者の活動体制</p> <p>4 広域的な応援体制</p> <p>5 自衛隊の災害派遣</p> </div> <p>■ 対 策</p> <p>1 市の活動体制</p> <p>(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容</p> <p>職員動員配備体制の決定基準は、道路災害の状況等により次のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">表 職員動員配備体制の決定基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">体制区分</th> <th style="width: 20%;">基 準</th> <th style="width: 15%;">配備人員</th> <th style="width: 50%;">災害対策本部等の設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">警戒体制 (事前配備)</td> <td>道路事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、道路上での重</td> <td style="text-align: center;">あらかじめ定める防災関係職員</td> <td style="text-align: center;">災害警戒本部を設置する。</td> </tr> </tbody> </table>	体制区分	基 準	配備人員	災害対策本部等の設置	警戒体制 (事前配備)	道路事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、道路上での重	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒本部を設置する。
体 制	基 準	配 備 人 員	災害対策本部等の設置														
警戒体制 (事前配備)	道路災害により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合、道路上での重大事故	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒本部を設置する。														
体制区分	基 準	配備人員	災害対策本部等の設置														
警戒体制 (事前配備)	道路事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、道路上での重	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒本部を設置する。														

改 訂 前				改 訂 後			
	が発生した場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合				大事故が発生した場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合		
非常体制	道路災害により、多数の死傷者が発生した場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合。	道路災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。	非常体制	道路事故により、多数の死傷者が発生した場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	道路災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。
<p>(2) 職員動員配備体制の決定</p> <p>【警戒体制】</p> <p>道路事故情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する総務部長の報告に基づき、市長が配備体制区分の決定基準に基づき決定する。</p> <p>【非常体制】</p> <p>総務部長の報告に基づき市長が体制を決定する。</p>				<p>(2) 職員動員配備体制の決定-----【市(総務部)】</p> <p>【警戒体制】</p> <p>道路事故情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する総務部長の報告をもとに、市長が職員動員配備体制の決定基準に基づき決定する。</p> <p>【非常体制】</p> <p>道路事故情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する総務部長の報告をもとに、市長が職員動員配備体制の決定基準に基づき決定する。</p>			
表 決定者				表 職員動員配備体制の決定者			
	決定者	代決者	代決者		決定者	代決者	代決者
警戒及び非常体制	市長	副市長	教育長	警戒体制	市長	副市長	教育長
				非常体制			

改 訂 前	改 訂 後
<p>(3) 職員の動員-----【市(各部)】</p> <p>地震災害対策計画編 第3章 第1節 第1「職員参集・動員」を準用する。</p>	<p>(3) 職員の動員-----【市(各部)】</p> <p>総務部長は、動員配備体制の決定に基づき、災害応急対策実施のため、必要な職員の動員を行う。また、動員にあたっては職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[消防・警察、TV等] -- ①情報提供 --> B[消防交通課課長 又は 危機管理監] B -- ②報告・伺い --> C[総務部長] C -- ③報告・伺い --> D[市長] C -- ④指示 --> D C -- ⑤指示 --> E[各部長] C -- ⑤指示 --> F[教育部長] C -- ⑥指示内容伝達 --> G[秘書課長] C -- ⑥指示内容伝達 --> H[各部長] C -- ⑥指示内容伝達 --> I[教育部長] D -- ③報告・伺い --> C D -- ④指示 --> C D -- ④指示 --> J[副市長] C -- ⑥指示内容伝達 --> G J -- ⑥指示内容伝達 --> K[教育部長] K -- ⑦指示内容伝達 --> I </pre> </div> <p>図 動員の伝達系統</p>
<p>(4) 災害対策本部等の設置基準等-----【市(総務部)】</p> <p>【災害警戒本部設置基準】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①道路事故災害により多数の死傷者が発生する恐れのある場合 ②道路上での重大事故が発生した場合 ③その他市長が必要と認めた場合 </div> <p>【災害警戒本部廃止基準】</p>	<p>(4) 災害対策本部等の設置基準等</p> <p>【災害警戒本部設置基準】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1) 道路事故・災害により多数の死傷者が発生するおそれのある場合 2) 道路上での重大事故が発生した場合 3) その他市長が必要と認めた場合 </div> <p>【災害警戒本部廃止基準】</p>

改 訂 前	改 訂 後						
<p>①道路事故災害による多数の死傷者発生のおそれなくなった場合 ②その他市長が必要なしと認めた場合</p> <p>【災害対策本部設置基準】</p> <p>①道路事故災害により、多数の死傷者が発生した場合 ②その他市長が必要と認めた場合</p> <p>【災害対策本部廃止基準】</p> <p>①事故災害応急対策を概ね完了した場合 ②その他市長が必要なしと認めた場合</p> <p>【動員配備基準との対応】</p> <p>災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との対応は、地震災害対策計画編 第3章 第1節 第1「職員参集・動員」に示したとおりである。</p>	<p>1) 道路事故・災害による多数の死傷者発生のおそれなくなった場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合</p> <p>【災害対策本部設置基準】</p> <p>1) 道路事故・災害により、多数の死傷者が発生した場合 2) その他市長が必要と認めた場合</p> <p>【災害対策本部廃止基準】</p> <p>1) 道路事故・災害応急対策を概ね完了した場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合</p> <p>【動員配備基準との対応】</p> <p>災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との関係は、(1)の「職員の動員配備体制区分の基準及び内容」に示したとおり。</p>						
<p>(5) 現地災害対策本部の設置-----【災害対策本部】</p> <p>災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。</p> <p>【現地災害対策本部の組織】</p> <p>現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>【現地災害対策本部の設置基準】</p>	<p>(5) 災害対策本部等の組織及び設置等-----</p> <p>-----【市（本部事務局、各部）】</p> <p>1) 組 織</p> <p>災害対策本部は以下の者をもってあてる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長 教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長</td> </tr> </table>	本部長	市長	副本部長	副市長 教育長	本部員	市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長
本部長	市長						
副本部長	副市長 教育長						
本部員	市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長						

改 訂 前	改 訂 後
<p>・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合</p> <p>・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合</p> <p>【現地災害対策本部の分掌事務】</p> <p>・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること</p> <p>・現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること</p> <p>(6) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等-----</p> <p style="text-align: center;">-----【災害対策本部】</p> <p>地震災害対策計画編 第3章 第1節 第3「災害対策本部」を準用する。</p>	<p>経済部長 建設部長 議会事務局長 教育部長 消防署長 消防団長 本部長が必要と認めた者（防災関係機関職員等）</p> <p>なお、本部長に事故がある時、または本部長が欠けた時は、市長の職務代理の順序により、副市長、次いで教育長がその職務を代理する。</p>  <p style="text-align: center;">図 災害対策本部組織図</p> <p>2) 本部の設置</p> <p>ア 設置に関する指示及び伝達</p> <p>①本部員及び関係機関等連絡</p> <p>総務部長は、本部設置及び動員配備体制について市長の指示命を受けた時は、災害対策本部事務局長（消防交通課長）を通じ本部員及び関係機関等副本部長に連絡する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>②本部設置に関する指示</p> <p>本部設置に関する指示の流れは、以下のとおり。</p> <div style="border: 1px solid red; width: 200px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center;">  </div> <p>イ 災害対策本部室の設営</p> <p>災害対策本部室は、市役所第2庁舎会議室とする。</p> <p>(6) 現地災害対策本部の設置-----【市(総務部)】</p> <p>災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じた時は、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。</p> <p>【現地災害対策本部の組織】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置く。現地災害対策本部の要員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。</p> </div> <p>【現地災害対策本部の設置基準】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合 ・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合 </div> <p>【現地災害対策本部の分掌事務】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること ・現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること </div>

改 訂 前	改 訂 後
<p>2 県の活動体制-----【県】 道路災害発生時の県の活動体制については、茨城県地域防災計画を参照する。</p> <p>3 道路管理者の活動体制-----【市以外の道路管理者】 市以外の道路管理者は、必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を取るものとする。</p> <p>4 広域的な応援体制----- -----【市(総務部)、県、隣接市町、国、自衛隊】 市内において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、地震災害対策計画編 第3章 第3節 第2「応援要請・受入体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。</p>	<p>2 県の活動体制-----【県】 道路災害発生時の県の活動体制については、茨城県地域防災計画を参照する。</p> <p>3 道路管理者の活動体制-----【道路管理者】 市以外の道路管理者は、必要に応じ、道路災害対策計画を策定し、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を取るものとする。</p> <p>4 広域的な応援体制----- -----【県、市(総務部)、隣接市町】 (1) 他市町村への要請 市長は、市域に係る災害について適切な災害応急対策を実施するために支援を受ける必要があると認める時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。 応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。 応援に従事する者は、災害応急対策の実施について市の指揮の下で行動するものとする。</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>(2) 県への応援要請または職員派遣のあつせん</p> <p>市長は、県知事（または指定地方行政機関等）に応援または職員派遣のあつせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。</p> <p>ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない時は、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。</p> <p>1) 応援要請時に記載する事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①災害の状況 ②応援(応急措置の実施)を要請する理由 ③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④応援(応急措置の実施)を必要とする場所 ⑤応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) ⑥その他必要な事項 </div> <p>2) 職員派遣あつせん時に記載する事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①派遣のあつせんを求める理由 ②派遣のあつせんを求める職員の職種別人員 ③派遣を必要とする期間 ④その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項 </div> <p>(3) 国の機関に対する職員派遣の要請</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①派遣を要請する理由 ②派遣を要請する職員の職種別人員 ③派遣を必要とする期間 ④その他職員の派遣について必要な事項 </div> <p>(4) 間団体等に対する要請-----【市(総務部)、各公共団体】</p> <p>市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、民間団体等に協力を要請する。</p> <p>(5) 消防機関への応援要請</p> <p>市は、消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県内の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。</p> <p>【応援派遣要請を必要とする災害規模】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害 ②災害が拡大し茨城県内の他市町村または茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害 ③多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が </div>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>必要な災害</p> <p>④特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害</p> <p>⑤その他応援派遣要請の必要があると判断される災害</p> <p>(6) 受入体制の確保-----【市(総務部)】</p> <p>1) 連絡・調整窓口の明確化</p> <p>市長は、国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。また、市災害対策本部内における応援受援に関する連絡・調整を円滑に行うための組織や手順等を周知しておくものとする。</p> <p>2) 応援を円滑に受入れ、活動を容易にするための体制施設の整備</p> <p>市長は、国及び関係都道府県・市町村等からの職員及び物資等の応援を円滑に受入れ、業務の実施を容易にするため、あらかじめ応援を受けることが必要な業務の選別、業務の実施要領、資器材及び受入れるための施設等を整備しておくものとする。また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。</p> <p>3) 海外からの支援の受入れ</p> <p>市長は、国の非常(緊急)災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>(7) 消防機関からの応援受入体制の確保</p> <p>1) 受入窓口の明確化</p> <p>消防応援の受入窓口は、原則的に市総務部消防交通課または下妻消防署とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部総務部本部班とする。</p> <p>2) 応援隊等の受入体制施設の整備</p> <p>市長は、市外からの応援隊等の応援を速やかに受入れ、消防活動を容易にするため、受援計画等に基づき体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>3) 応援隊との連携</p> <p>指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防活動を行う。</p> <p>【応援隊との連携を容易にするための措置事項】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①災害状況の情報提供、連絡・調整(応援部隊指揮本部等の設置)</p> <p>②応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示(指揮本部と代表消防機関協議)</p> <p>③部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供(公園等)</p> <p>④消防活動資機材の調達・提供</p> </div> <p>4) 経費負担</p> <p>応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた本市が負担する。</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>5 自衛隊の災害派遣-----【市(総務部)、県、自衛隊】</p> <p>市長は、自衛隊の災害派遣の必要性を道路事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、地震災害対策計画編 第3章 第3節 第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。</p>	<p>5 自衛隊の災害派遣-----【県、市(総務部)、自衛隊】</p> <p>(1) 災害派遣要請の要求依頼-----【市】</p> <p>市長は、地震の規模や収集した被害情報から判断し、次の災害派遣判断の要件の範囲に照らして必要があれば直ちに自衛隊の災害派遣を県知事に要求依頼する。</p> <p>【災害派遣判断の要件】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①公共性</p> <p>公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること</p> <p>②緊急性</p> <p>差し迫った必要性があること</p> <p>③非代替性</p> <p>自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと</p> </div> <p>(2) 災害派遣要請の手続き-----【市(総務部)】</p> <p>1) 市長は、当該地域に係る災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認める時は、資料編「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」により、県知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。</p> <p>2) 市長は前記 1) の依頼ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知し、速やかに県知事に対してその旨を通知するものとする。</p>

改 訂 前	改 訂 後														
	<p>(3) 災害派遣の活動範囲-----【自衛隊】</p> <p>自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難の援助</td> <td>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合が必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難者の捜索・救助</td> <td>行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水防活動</td> <td>堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行なう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消防活動</td> <td>火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">道路または水路の啓開</td> <td>道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合が必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。	水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行なう。	消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。	道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
項 目	内 容														
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。														
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合が必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。														
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。														
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行なう。														
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。														
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。														

改 訂 前	改 訂 後	
	応急医療、救護 及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行なうが、薬剤等は通常、防災関係機関の提供するものを使用するものとする。
	人員及び物資 の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行なう。
	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
	救援物資の無償 貸与または譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33.総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、または譲与する。
	危険物の保安 及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
	通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
	広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
	その他	その他臨機に必要なもので、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。
	<p>(4) 自衛隊との連絡-----【市(総務部)、自衛隊】</p> <p>市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把</p>	

改 訂 前	改 訂 後
	<p>握し、陸上自衛隊施設学校(警備課)または当該地域を担当する古河・霞ヶ浦分区(第1施設団長、古河駐屯地所在部隊)に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。</p>
<p>第3 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>道路災害が発生した場合に、迅速に捜索、救助・救急、医療及び消火活動が実施出来るように、活動体制等の確立を図る。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1 救助・救急活動</p> <p>2 医療活動</p> <p>3 消火活動</p> </div> <p>■ 対策</p> <p>1 救助・救急活動-----</p> <p>-----【市(総務部、保健福祉部)、下妻消防署、道路管理者】</p> <p>市及び道路管理者は、県、警察、自衛隊等の関係機関と連携し、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。また、消防機関は、大規模な道路災害が発生した場合においては、傷病者の救助・救急活動を迅</p>	<p>第3 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>道路災害が発生した場合に、迅速に捜索、救助・救急、医療及び消火活動が実施できるように、活動の方針等を定める。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1 救助・救急活動</p> <p>2 医療活動</p> <p>3 消火活動</p> </div> <p>■ 対 策</p> <p>1 救助・救急活動-----</p> <p>-----【市(総務部、保健福祉部)、下妻消防署、道路管理者】</p> <p>市及び道路管理者は、被害状況の早急な把握に努めるとともに、警察、消防、自衛隊等防災関係機関が実施する救助・救急活動に、迅速かつ的確に協力する。</p> <p>また、消防機関は、傷病者の救助・救急活動を迅速に行うとともに、必要に応じ県を通じて緊急消防援助隊の派遣を要請</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>速に行うとともに、早急な被害状況の把握に努め、必要に応じ県を通じて緊急消防援助隊の派遣を要請する。</p> <p>2 医療活動-----【市(保健福祉部)、県、医療関連機関】 発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、地震災害対策計画編 第3章 第4節 第5「応急医療」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行う。また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、地震災害対策計画編 第3章 第5節 第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施する。</p>	<p>する。</p> <p>2 医療活動-----【県、市(保健福祉部)、医療機関】 市は、発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、関係する医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行う。</p> <p>(1) 医療施設による医療活動-----【医療機関】 被災地域内の国立病院機構病院、国立大学法人病院、公立病院、日赤病院及び災害拠点病院等は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージを効果的に実施する。</p> <p>(2) 医療救護チーム・DMAT等による医療活動----- -----【県、市(保健福祉部)、医療機関】</p> <p>1) 医療救護チーム・DMAT等の輸送 医療救護チーム・DMAT等は、自らの移動手段の確保等に努めるものとする。 市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、県が派遣する医療救護チーム・DMAT等の輸送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。</p> <p>2) 医療救護チーム・DMAT等の配置 県DMAT調整本部及び県DPAT調整本部は、県及び市</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>の災害対策本部等と調整の上、DMAT等を被災地等に派遣・配置する。</p> <p>また、県は、病院等から派遣されてきた医療救護チーム（日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、JMAT等）を、市災害対策本部等と協議しながら県保健福祉部及び保健所等において調整した上で、被災地の医療救護所、病院等に配置する。</p> <p>災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン は、調整・配置についての助言を行うものとする。</p> <p>3) 医療救護チームの業務</p> <p>医療救護チーム（日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、JMAT等）は、次の活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被災者のスクリーニング(症状判別) ②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供 ③医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定 ④死亡の確認 ⑤死体の検案 ⑥その他状況に応じた処置 <p>4) DMAT等の業務</p> <p>DMAT等は、被災地における活動（域内搬送病院内支援、現場活動を含む。）及び広域医療搬送を行う。</p> <p>当医療圏では、茨城県西部メディカルセンターにDMATが待機しており、県の要請を受け大規模災害時には現場に出動し、救急救命処置とトリアージ、さらに後方病院への迅速</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>な搬送を担当することとなっている。</p> <p>5) 巡回相談チーム・ボランティアとの連携</p> <p>医療救護チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。</p> <p>(3) ドクターヘリの活用</p> <p>県及び基地病院は、被災地域等にドクターヘリを派遣し、救命医療及び患者の搬送を行う。</p> <p>(4) 医薬品等の供給</p> <p>県及び市は、医療機関や救護所で活動している医療救護チームから医薬品等の供給要請があった場合は、茨城県医薬品卸業組合、日本産業・医療ガス協会関東支部または茨城県医療機器販売業協会に連絡し、流通備蓄している災害用品等を速やかに供給するものとする。また、輸血用血液製剤については、茨城県赤十字血液センターが供給する。</p> <p>なお、医薬品等の陸路での供給が困難な場合には、県は速やかにヘリコプターによる搬送の措置を講じる。</p> <p>(5) 精神保健医療体制</p> <p>1) 県（障害福祉課）は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）調整本部を厚生総務課内に設置し、原則として、精神科</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>医療機関の現状、保健所や市が行う心のケア活動の情報収集、関係者への情報提供（FAX等）を一元的に行う。</p> <p>また、県（障害福祉課）及び精神保健福祉センターは、DPATと連絡・調整を行い、被災地の保健・医療の現況等に 応じた心のケア活動の方針等を示す。DPATは、保健所、市、日赤こころのケアチーム、その他の防災関係機関との連携を図りながら、精神保健医療の支援にあたる。</p> <p>2) 保健所及び市は、連携して次のことを実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア フェイズ1～2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の健康相談、DPATによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時のDPATとの同行訪問 <p>イ フェイズ3（近隣の精神科医療機関による診療再開）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な対応が必要なケースの把握、対応、DPATへの情報提供 <p>ウ フェイズ4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問） ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応 </div> <p>3) 保健所及び市は、特に、心理的サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子ども、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。</p> <p>(6) DPATの派遣要請</p> <p>県は市の要請もしくは必要に応じ、国や医療関係団体へD</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>PATの派遣を要請する。DPATは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたりとともに、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアも行う。</p> <p>(7) 精神科救急医療の確保-----【県】</p> <p>県は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入れ可能な医療機関の確認、オーバーベッドの許可、搬送の手続きなど、入院できるための体制を確保するものとする。</p> <p>こうした病状の悪化した精神障がい者を受入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、精神保健福祉センター等に情報の提供を行う。</p> <p>(8) 市町村における災害時のこころのケアへの対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害、ASD）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）の情報や災害時の心的反応プロセスを、被災者や関係者に周知する。相談機関や相談窓口を明示し、必要な支援が得られるようにする。 2) 災害直後から、見守りの必要があると思われる住民に対して、こころのチェックリスト等を用いてスクリーニングを行う。 3) 医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回しているD

改 訂 前	改 訂 後
<p>3 消火活動-----【市(総務部)、下妻消防署】</p> <p>市及び道路管理者は消火活動が円滑かつ効率的に行われるよう、関係機関との総合調整及び必要な機関への応援要請を行うものとする。</p> <p>下妻消防署は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。</p>	<p>PATの医師等に相談する。また、かかりつけ(精神科)医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげ、その後も継続して支援する。</p> <p>3 消火活動-----【市(総務部)、下妻消防署】</p> <p>市及び道路管理者は消火活動が円滑かつ効率的に行われるよう、防災関係機関との総合調整及び必要な防災関係機関への応援要請を行う。</p> <p>また、下妻消防署は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。</p>
<p>第4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動----- -----【市(関係各部)、県(警察本部)】</p> <p>緊急輸送に当たっては、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。また、市は、必要に応じて、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うことを警察に対して要請するとともに、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。</p>	<p>第4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動----- -----【市(各部)、下妻警察署】</p> <p>市は、現場の警察官、防災関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。また、市は、必要に応じて、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を警察に対して要請するとともに、警備業者等との応援協定等に基づく交通誘導の実施等を要請する。</p>
<p>第5 危険物の流出に対する応急対策----- -----【市(経済建設部)、道路管理者】</p> <p>道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応</p>	<p>第5 危険物の流出に対する応急対策----- -----【市(建設部)、道路管理者】</p> <p>道路輸送途上における危険物等流出事故が発生した場合の</p>

改 訂 前	改 訂 後
<p>急対策は、危険物等災害対策計画に準じ行う。</p>	<p>応急対策は、第4章「危険物等災害対策」に準じて行う。</p>
<p>第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動----- -----【市(経済建設部)、道路管理者】</p> <p>市及び道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施するものとする。また、市及び道路管理者及び警察本部は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域ならびにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努めるものとする。</p>	<p>第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動----- -----【市(建設部)、道路管理者】</p> <p>市及び道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施する。また、市及び道路管理者並びに県警察本部は、災害発生後直ちに、被災現場、周辺地域及びその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努める。</p>
<p>第7 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>関係者等への的確な情報伝達については、地震災害対策計画編 第3章 第2節 第3「災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施する。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 情報伝達活動</p> <p>2 関係者からの問い合わせに対する対応</p> </div>	<p>第7 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>■ 基本事項</p> <p>1 趣 旨</p> <p>関係者等への的確な情報伝達については、地震災害対策計画編 第3章 第2節 第3「災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施する。</p> <p>2 対策項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 情報伝達活動</p> <p>2 関係者からの問い合わせに対する対応</p> </div>

改 訂 前	改 訂 後
<p>■ 対策</p> <p>1 情報伝達活動-----</p> <p>-----【市(総務部)、県、放送事業者、通信社、新聞社】</p> <p>市は、県と協力の上で、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。</p> <p>【情報の伝達内容】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要 ・避難の指示、勧告及び避難先の指示 ・旅客及び乗務員等の氏名・住所 ・地域住民等への協力依頼 ・その他必要な事項 </div> <p>2 関係者からの問い合わせに対する対応----【市(総務部)】</p> <p>市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>■ 対策</p> <p>1 情報伝達活動-----</p> <p>-----【県、市(総務部)、日本放送協会、茨城放送、茨城新聞社】</p> <p>県及び市は、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、防災関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。</p> <p>【提供する情報】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・市及び防災関係機関の実施する応急対策の概要 ・避難情報及び避難先の指示 ・旅客及び乗務員等の氏名・住所 ・地域住民等への協力依頼 ・その他必要な事項 </div> <p>2 関係者からの問い合わせに対する対応----【市(総務部)】</p> <p>市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。</p>
第8 防疫及び遺体の処理	第8 防疫及び遺体の処理

改 訂 前	改 訂 後
<p>発災時の防疫及び遺体の処理については、地震災害対策計画編 第3章 第7節 第4「清掃・防疫・障害物の除去」及び同節 第5「行方不明者の捜索」に準じて実施する。</p>	<p>1 災害廃棄物の処理-----【市(市民部)】</p> <p>(1) ごみ処理</p> <p>1) 作業体制の確保</p> <p>市は、ごみ処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、近隣市町、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。</p> <p>2) 処理対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①状況把握</p> <p>市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。</p> <p>②市民への広報</p> <p>市は、速やかにごみの分別方法や収集方法、仮置き場の利用方法を定めて市民に広報する。</p> <p>③処理の実施</p> <p>市は、速やかに仮置き場を設置し災害時のごみを適正に管理するとともに、災害時のごみを可能な限り再生利用するため分別を徹底する。</p> <p>また、収集運搬車両を確保し、災害時のごみの収集運搬を効率的に行う。</p> </div> <p>(2) し尿処理-----【市(市民部)】</p> <p>1) 作業体制の確保</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行う。</p> <p>2) 処理対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①状況把握 市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。</p> <p>②市民への指導 水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活用水の確保等を指導する。</p> <p>③処理の実施 市は、必要に応じて避難所、または地区毎に仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。</p> </div> <p>2 防 疫</p> <p>(1) 防疫組織の設置-----【市(市民部、保健福祉部)】 市は、防疫関係の組織をつくるとともに、必要な教育訓練を行う。</p> <p>(2) 防疫措置情報の収集・報告----- -----【県、市(市民部、保健福祉部)、医療機関】</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。</p> <p>また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。</p> <p>なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。</p> <p>(3) 防疫計画及び対応策-----【市(市民部、保健福祉部)】</p> <p>市は、地理的、環境的諸条件や被害の状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立しておく。</p> <p>災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。</p> <p>(4) 消毒薬品・器具機材等の調達-----</p> <p>----- 【県、市(市民部、保健福祉部)、薬業団体】</p> <p>市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び県、近隣市町などの協力を求める。</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>(5) 防疫措置等の実施-----【県、市(市民部、保健福祉部)】</p> <p>県は、市の実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班等により、次の事項を行う。</p> <p>また、被災状況に応じ、自衛隊に対して防疫活動を要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 被害状況の調査及び市町村指導 2) 積極的疫学調査 3) 避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導 4) 井戸水の消毒指導 5) その他の防疫措置に必要な事項市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。 <p>市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。</p> <p>3 遺体の処理</p> <p>遺体の処理は市が実施するものとする。ただし、救助法を適用した時には県及びその委任を受けた市町村が行う。</p> <p>遺体が多数にのぼる等、市で対応が困難な場合には、県は市からの要請に基づき、周辺市町に応援を要請するものとする。</p> <p>県内での対応が困難な場合は、県は近県に応援の要請を行</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>うものとする。</p> <p>また、県が行う遺体の処理は、日本赤茨城県支部と締結した委託契約に基づき、日本赤茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。</p> <p>上記での対応が困難な場合は、国、その他防災関係機関の応援を得て実施するものとする。</p> <p>(1) 遺体の洗浄・縫合・消毒-----【県、市(市民部)】</p> <p>災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、救護班は、人心の安定上、腐敗防止または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。</p> <p>(2) 検 案-----【県、医療機関】</p> <p>検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、または、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について、死因やその他の医学的検査を行うことである。</p> <p>検案は、救護班により実施する。ただし、遺体が多数の場合等で救護班のみで十分な対応が困難な場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。また、県（保健福祉部）、日本赤茨城県支部、関東信越地方医務局等は救護班の検案活動に</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>協力するものとする。</p> <p>(3) 遺体の収容（安置）、一時保存-----【県、市(市民部)】 検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所（安置所）に収容する。</p> <p>1) 遺体収容所（安置所）の設置 市は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。 被害が集中した場合には遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町は、設置、運営に協力する。</p> <p>2) 棺の確保 市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。 県は必要に応じ、全国霊柩自動車協会との災害時応援協定に基づき、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保するとともに、製氷業者等との協力体制の確保に努める。</p> <p>3) 身元不明遺体の集中安置 市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。</p> <p>4) 身元確認 市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票</p>

改 訂 前	改 訂 後
	<p>及び遺留品処理票を作成の上、納官する。また、埋火葬許可証を発行する。</p>